

平成23年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会 議事録

青森県企画政策部企画調整課

- 日時 平成23年5月9日(月) 13:30～17:15
- 場所 青森国際ホテル 5階「芙蓉の間」
- 出席者 ○青森県公共事業再評価等審議委員会委員
- | | | |
|-----|--------|---------------------------|
| 委員長 | 小林 裕志 | 北里大学 名誉教授 |
| 委員 | 東 信行 | 弘前大学 農学生命科学部 准教授 |
| 委員 | 岡田 秀二 | 岩手大学 農学部 教授 |
| 委員 | 木立 力 | 青森公立大学 経営経済学部 教授 |
| 委員 | 齊藤 サツ子 | 公募 |
| 委員 | 武山 泰 | 八戸工業大学 工学部 教授 |
| 委員 | 中山 佳 | 五所川原商工会議所 青年部 副会長 |
| 委員 | 長野 章 | 元 公立はこだて未来大学 システム情報科学部 教授 |
| 委員 | 長谷川 明 | 八戸工業大学 工学部 教授 |
| 委員 | 藤田 均 | 青森大学大学院 環境科学研究科 教授 |
| 委員 | 松富 英夫 | 秋田大学 工学資源学部 教授 |
- 青森県
- | | | |
|-------|---|----|
| 企画政策部 | 佐々木部長、原田企画調整課長 | ほか |
| 農林水産部 | 樋口次長、北林農村整備課長、石戸谷漁港漁場整備課長 | ほか |
| 県土整備部 | 成田次長、井上整備企画課長、倉谷道路課長、
西村河川砂防課長、奈良港湾空港課長、
三橋高規格道路・津軽ダム対策課長 | ほか |

■内容

1 開会

○司会(原田企画調整課長):皆様、本日はお疲れ様でございます。

それでは、ただ今から「平成23年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会」を開会させていただきます。

まず開会にあたりまして、青森県佐々木企画政策部長よりご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○佐々木企画政策部長:企画政策部長を務めております佐々木と申します。

私自身2年目となりますが、引き続き委員の皆様にはよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本年度第1回となります審議委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、常日頃より県行政の推進にあたりまして、格別のご理解、ご協力を賜りまして深く感謝申し上げます。

また、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

さて、本県の社会資本の整備につきましては、委員の皆様のご支援をいただきながら、逐次取り組んできておりますが、その整備水準は未だ十分とは言いがたく、県民の皆様のご理解を得ながらも、県としては今後も着実に整備していく必要があると考えております。

こうした中で編成されました今年度の当初予算案でございますが、総額が6928億円、昨年の当初に比べましてプラス5億円、0.1%の微増ということになりました。この中で公共事業関係費、直轄も含めました公共事業関係費の状況でございますが、現計予算対比で申し上げますと0.7%の減で、額が約632億円余となっております。

一方、国の予算が5.1%の減という状況の中では、県としましても一定の予算枠の確保に努力したところということが言えるかと思えます。

いずれにしましても、厳しい財政環境の中で、限られた財源を有効に活用するためには、公共事業につきまして選択と重点化により努めるとともに、効率化、実施過程の透明性の一層の向上を図っていく必要があるものと考えております。

このため、今後とも公共事業の実施にあたりましては、事業採択後の再評価や事業完了後の事業効果等を確認し、今後、同種事業へのあり方に反映させる事後評価を行うことが益々重要となっているものと認識しております。

本日は、お手元の次第にありますとおり、昨年度の附帯意見に対する対応状況、今年度の委員会スケジュールについてご説明申し上げた後、今年度の再評価対象事業についての事業内容及び県の対応方針案をご説明いたします。

長時間の会議となると思いますが、皆様のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

《県出席者紹介》

○司会：それでは、本日は今年度第1回目の会議でございます。県の人事異動もございましたので、まず県側の職員からご紹介をさせていただきます。

まず、企画政策部でございます。ただ今ご挨拶申し上げました佐々木企画政策部長でございます。

次に農林水産部でございます。樋口次長でございます。北林農村整備課長です。石戸谷漁港漁場整備課長です。

続きまして、県土整備部です。成田次長です。井上整備企画課長です。倉谷道路課長です。西村河川砂防課長です。奈良港湾空港課長です。三橋高規格道路・津軽ダム対策課長です。

本日の進行役をさせていただいております、企画調整課長の原田でございます。よろしくお願いたします。

それから、当初、席が非常に狭くて大変皆様にご迷惑をおかけいたしましたこと、お詫び申し上げます。

《会議成立報告》

○司会：それでは、本会議でございますが、青森県公共事業再評価等審議委員会運営要領第2第2項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となりますが、今日は、委員の皆様11名全員にご出席をいただいておりますので、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

これから議事に入るわけでございますが、議事進行は委員会設置要綱の規定に基づきまして小林委員長にお願いしたいと思います。

それでは、小林委員長、よろしくお願いたします。

3 議事

《基本的事項の確認等》

○小林委員長：皆様、こんにちは。

初めてだと思いますが、ウィークデーですよ。月曜日だそうですけど、全員、平日の方がいいんですかね。私、公務が、本務の方が先生方忙しいと思って、土日、土日とお願いしていたんですが、平日になったら全員参加ということで、大変結構でございますので、また今年1年、よろしくお願したいと思います。

委員各位はもう十二分にご承知のことでございますが、人事異動の県の方々のためにも、本委員会の基本的な事項を確認せよという事務局からのご指示でございますので読み上げたいと思います。

まず、本会議は委員会運営要領第3に基づきまして公開、今日、マスコミが来ていますが公開となります。

2つ目は、本日の議事録は、各委員の目を通した後に公表・縦覧というルールでございます。

3つ目、会議終了後にプレス取材があると思うんですが、委員長にご一任いただければと思っております。

それでは、議事に入らせていただきます。ちょっと初めて私聞くんですが、企画部長さんにお聞きしたいんですが、冒頭に。3月11日に大変な大震災がございました。私達の審議会の仕事の公共事業の中にもいろいろ影響が相当出てくるんだろうと思うんです

が、県当局におかれましては、何かこういうふうな特別な対応とか、この度の3月の3.11に関連して、知事からこういう指示があったとか、あるいは、プライオリティをどうするんだとか、ということで何かお話、聞かせていただけるようなことがあるんでしょうかね。

○佐々木企画政策部長

私からご説明申し上げたいと思います。

ご案内のとおり、3月11日に大震災ということで、県としましても、直ちに災害対策本部を設置して、まずは最大限、人命の救済と避難住民の方々の対策、これを第一義的に当初進めました。そして救援物資等、いろいろ措置を講じながら、そして本日は、実は復興プランといったものを議会、それからマスコミに県として発表したところがございますが、これはいわゆる漸く初期の段階の現場対応の部分、そして復旧。その復旧から漸く復興に向けた将来を見据えた姿を県民の皆様にご提示して、一刻でも早く県本来の、そもそも基本計画がございますので、その基本計画が進む所へ立ち戻ろうというふうなことで、本日、復興プランというものを作りました。ゆくゆくは、この先、復旧・復興のビジョンという形で、これは年内、様々な外部の方々からのご意見も聞きながらまとめようとしているところでございます。

こうした中で本日お示ししました復興プランの中には、生活再建という柱が1つございますし、もう1つはインフラの復興ということで、これは公共施設、ご案内のとおり浜を中心に大変な被害が発生しております。これについては、5月、6月、順次災害査定の日程が入っておりますので、順次迅速にやっていただきながら応急復旧、そしてしっかりとした復旧という形に進むと。知事からも、そういった意味では早期にそういった復旧から復興に向けての段階に移行できるよう、迅速に対応してくれというご指示をいただいているという状況でございます。

○小林委員長：そうしますと、これは現在、今、資料を見せていただいていると、従来のルールに則って30事業が選ばれていますが、場合によってはそういう中で、また2回目、3回目の審議会の中でそんな問題も出てくるかもしれないというふうなことでしょうかね。

○佐々木企画政策部長：はい、そうですね。

特に、本日の議事の3つ目にあります事後評価対象、昨年、予定としていただいている中にも若干、今回の震災の影響でお願いせざるを得ない部分も後ほど出てまいりますので、よろしく申し上げます。

○小林委員長：そうですか。

そういうことで、審議の過程において、もしかしたらそういう議題も出てくるかもしれないということを頭に入れておきたいと思います。

(1) 平成22年度公共事業再評価対象事業に係る附帯意見への対応状況について

○小林委員長：それでは、早速、審議に入りたいと思います。

まず、第1でございますが、昨年の委員会からの知事への意見の中で附帯意見を書きました。それについての県の対応状況を毎年、翌年の第1回目のこの会議においてご報告いただいておりますので、ご報告していただきたいと思っております。

それでは、担当課の方、どうぞ。

○河川砂防課：河川砂防課でございます。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

昨年度の再評価等審議委員会におきまして附帯意見が付されております大和沢ダムについて説明させていただきます。

附帯意見の内容でございますが、資料1に基づき説明させていただきます。

ダム建設中止後の大和沢川の治水対策については、これまで治水安全度40分の1で検討してきた経緯を踏まえ、引き続き詳細な調査・検討を行い、当委員会へ報告するとともに、地元への情報提供を適時・適切に行って、十分に理解を得ながら事業を進めること、となっております。

これに対しまして、これまでの対応状況でございます。

岩木川水系河川整備計画、指定区間の弘前圏域でございますが、定められました治水安全度20分の1、これは基準点で計画高水流量320m³/sになっております。これにおける河川改修計画の策定と課題となっている治水安全度40分の1の検討のための既存資料の確認整理を行っております。

なお、大和沢ダムについては、従前より本委員会のご審議をいただいておりますが、平成22年9月28日、国土交通大臣から事業の検証に係る検討の要請があり、国の検証の対象とするダム事業となったことから、本委員会の意見を受けた知事の判断に基づき、平成22年12月3日、国土交通省へ事業中止の報告を行っております。その後、23年3月1日に開催された国の「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「農地面積の減少によって農業用水の需要が減少するなど、水利用などの状況が短い期間に大きく変化する可能性があることが分かった。また、検討主体である県の中止の判断を尊重することで良いと思う。」との意見が述べられております。

これを受け国は後日、国土交通省としての判断を行い、判断の結果などを公表していくとのことです。

今後の対応方針についてでございます。

既存資料での不足分について、河川測量などの必要な調査を実施して、全川にわたる現況流下能力などの基礎データを把握し、9月を目処に河川改修計画案を作成するとともに、将来治水安全度を40分の1に向上させるための手法を検討いたします。

この結果は、本委員会へ報告するとともに、地元説明会などを開催するなどにより、住民への情報提供を行っていく予定としております。

以上でございます。

○小林委員長：ありがとうございます。

ということで、ただ今の資料1にありましたように、9月を目処にして作業を進めるということでございますので、またその段階で引き続き本委員会にもご報告いただくということで了解したいと思っております。

これは、以上、そういうことでよろしいですね。

(2) 平成23年度公共事業再評価等審議委員会スケジュールについて

(3) 平成23年度事後評価対象事業の変更について

○小林委員長：それでは、続きまして2つ目の議事ですが、本年度の本委員会のスケジュールと事後評価対象事業の変更、これは関連ありますので一括してどうぞ。

○事務局：それでは事務局からご説明をさせていただきます。

まず、資料2でございますが、スケジュールの関係でございます。

本日、5月9日、第1回の委員会で対応方針案のご説明をさせていただき、河川総合開発事業、2事業ございますが審議をしていただきます。再評価の関係でございます。

引き続き、第2回の委員会でございますが、6月26日の日曜日に開催をさせていただきたいと思っております。第2回では、詳細審議地区の選定、詳細審議地区以外の地区の委員会意見の決定、それから詳細審議地区の審議、現地調査地区の選定といったことをご審議いただきたいと思いますと考えております。

第3回の委員会ですが、7月の下旬を予定しております、現地調査、現地調査地区の審議を予定しております。

第4回を8月の下旬頃に開催いたしまして、こちらは右側の方、事後評価、昨年度から本格的に導入をしたところですが、事後評価関係の評価結果の説明、それから事後評価対象箇所への審議、翌年度事後評価対象箇所の選定といったことを予定しております。

第5回の委員会でございますが、9月の中旬。これは、再評価の関係でございます、詳細審議地区の審議、詳細審議地区の委員会意見の決定、再評価に関する意見の取りまとめを予定しております。

第6回委員会を10月の中旬頃開催いたしまして、こちらの方は事後評価の対象箇所への審議、それから事後評価に関する意見の取りまとめといった計6回の委員会の開催を予定しております。

意見書の提出を11月中旬に提出していただければと考えております。

裏の方に昨年度の委員会の開催状況をまとめております。参考まででございますが、昨年度、平成22年度は5回の委員会を開催いたしまして、11月24日に意見書を提出しております。

次に事後評価の関係でございますが、資料の2枚目の方をご覧いただきたいと思います。

昨年度の委員会で今年度の事後評価の対象箇所を選定していただきました。ご覧のと

おり5箇所でございます。このうちの事業番号4番の事業ですが、八戸港港湾環境整備事業につきましては、3月11日の東日本大震災の影響を受けまして、アンケート調査を実施できる見通しが立たないといったことで、事務局といたしましては、今年度の事後評価の対象外とさせていただきたいと考えているところでございます。

委員の皆様のお手元に写真を付けさせていただいているのですが、1枚紙で下の方の写真、八戸港港湾緑地（沼館地区）とございますが、3月12日の現状の写真でございます。このような形で泥の方が大分入っておりまして、今年度予定していたアンケートを実施できないといったような状況でございます。事後評価の対象事業の選定につきましては、委員会の所掌事務となっておりますので、本日、この点について改めてご協議をお願いできればと考えているところでございます。

以上でございます。

○小林委員長：ありがとうございました。

スケジュールはこのようで、基本的に例年並みということで、これはこれでよろしいですね。

問題は、ただ今のように、写真も見せられましたけれども、港湾空港課のやっていた所が、3月11日の大震災の影響で評価をするのが無理だと。具体的に言うとアンケートをやっているような状況でもありませんということだそうなんですけれども。それで今年は、去年はこれでいきましょうというふうに各委員のご了解をいただいたんですが、外さしてくださいという担当課の方のご希望ですが、いかがですか、これについては。よろしいですか。しょうがないですね。それでは、担当課のご要望のとおり、これをカットしまして、除外しまして、残りの4件を事後評価にするということで参りたいと思っております。

（4）平成23年度公共事業再評価対象事業に係る県対応方針（案）について

○小林委員長：それでは、いよいよ今年度のやつですが。まず、今年度の再評価対象ですが、事務局、どうぞご説明ください。

○事務局：それでは、お手元の緑色のファイルをご覧いただきたいと思います。

1枚目に色の違う紙で「公共事業再評価対象事業及び位置図」とありまして、それを1枚めくっていただきますと、「平成23年度公共事業再評価対象事業」とございます。

今年度でございますが、農林水産部関係では農村整備課の1件、漁港漁場整備課の11件、県土整備部関係では道路課が10件、河川砂防課4件、港湾空港課3件、高規格道路・津軽ダム対策課1件の合計30件の事業が対象となっております。

2枚目がその事業の一覧表となっております。

そのうちの30番、一番下の事業でございますが、水産流通基盤整備事業につきましては、今回、調書をお付けしておりません。これにつきましては、先程見ていただいた写真の上の方の事業ですが、東日本大震災の影響で事業内容、工期の見直しがなされる可

能性がございます。見直しの有無を含めて、それらが確定した段階で調書を作成しまして、委員会へ提出するというにさせていただきたいと考えております。

現在、29本の事業について、下の方に調書がついております。

この表の右側に再評価理由とありまして、「継続10年」または「再評価後5年」というように書かれております。22、23、29の事業が「その他」となっております。このその他の内容、それから再評価調書の一部変更がございますので、ここでご説明をさせていただきます。

まず、その他の3事業でございますが、22番の駒込ダム、23番の奥戸生活貯水池につきましては、先程、委員長からもございました、皆様ご存知のとおり、昨年度、国から県に対してダム事業の検討要請がございました。この委員会の委員全員を含む青森県ダム事業検討委員会において検討をいただいたところでございます。県の最終的な対応方針につきましては、この再評価等審議委員会での審議を経て決定するというところでございますので、今年度、その他として対象事業にしているということでございます。

それから、29番の道路改築事業、国道279号むつ南バイパスでございますが、本県における再評価の実施時期につきましては、基本的に国の実施要領に準じているわけですが、国交省の実施要領が昨年改定されまして、補助事業については10年間経過した時点で再評価をするということとされていたものが、5年間経過した時点で実施するということになりました。29番の事業は9年間経過している事業でございますが、国の実施要領の改定に伴いまして、今年度の対象にするということとしたものでございます。

なお、国交省の交付金事業、農水省の事業につきましては、再評価時期について変更はございません。

この改定に合わせて、調書の様式の一部も変更しております。29番の調書、恐縮でございますがご覧いただきたいと思います。

29番の調書の1枚目の所でございます。

「1 事業概要」の「事業方法」の区分の所ですが、これまで国庫補助、県単独の2つの区分としていたものを3つの区分にしております。国庫補助、交付金、県単独の3つの区分に整理しておりまして、この事業については国庫補助事業であるということでお示しをしております。ここの部分が調書の変った所でございます。

もう1点、調書様式が変わった部分があるのですが、この29番の調書で申し上げますと、3枚目になります。調書の3枚目をご覧いただきたいと思います。「(5) 評価にあたり特に考慮すべき点」の真ん中の辺りに「環境影響への配慮」の欄がございます。この欄につきましては、(2)で配慮している区分を示すことになっておりますが、昨年度、当委員会ですべてどのような内容に配慮したのかということが分かりづらいというご意見がございましたので、今年度から各事業において環境配慮指針のチェック表の該当する項目を抜き出して調書に別添として添付することにしております。この29番の事業

で申しますと、調書の下に2ページ、3ページ目に付けておりますが、それで環境配慮指針のチェック表のどの部分に該当したのかということが調書上も分かるということにしております。

また、調書の方に戻っていただきたいのですが、(3)の部分に「特に配慮する対応内容」とございます。先程見ていただきましたチェック表の中から代表的な内容を調書の(3)に記載するというふうに改めております。

今年度の評価対象事業、それから調書様式の変更等についてご説明をさせていただきました。

よろしくお願いいたします。

○小林委員長：後段の説明については、調書の様式を我々の意見に従って、特に環境問題に関してですが、このような書き方に補強しましたというお話でございますね。

それから、ダムに関しては、これは散々、年度末、1月、2月、3月、河川砂防課と一緒にやっていた内容でございますので十分分かっていることでございますね。

それでは、そういう方針でございますので、今年度、29になるのか。今日は30番外しますから29ですが、次回、6月にやる時に詳細審議地区を決めなくちゃならないので、そのために今日、担当課の方からポイントポイントをご説明いただきたいと思っております。

その進め方ですが、まず、それぞれの課長さんから事業の目的とか制度など、全般的・基本的なことをお話していただいて、ここの調書についてということできたいと思っております。

類似の事業毎を括りながら、次回に向けて更に補強してこういうことを調べておいて欲しいとか、いろいろありましたらまたそこで意見交換をしていきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

それでは、まず農村整備課長さん、どうぞ。

《事業の概要説明（農業農村整備事業の概要）》

○農村整備課長：それでは、資料3-1に基づきまして、農業農村整備事業の概要についてご説明申し上げます。

事業の目的につきましては、食料の安定供給の他、農業・農村が国土・自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった多面的機能を発揮するために農業の生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備及び農地や施設等の保全管理を行っていくというものでございます。

事業は大きく3つに分かれているわけですが、農業生産基盤の整備。これは、農業生産性の向上や農業経営の規模拡大等の改善に資するために農業用の用排水施設でありますとか、あるいは農地の整備、下にあります表、事業の体系でいいますとかんがい排水事業、経営体育成基盤整備事業というのは、ほ場整備でございますが、このような事業

を行います。

次に農村生活環境の整備ということで、生産基盤の整備と一体的に生活環境を整備するというので、農業集落排水施設の整備や中山間の総合的な整備を行っております。

次に農地や施設等の保全管理ということでございまして、農村地域での災害を未然に防止し、農地及び農業用施設の保全を図るための農地防災等を行うということで、事業の体系の一番下の表で斜線が入っておりますが、今回の再評価の対象となっておりますのは海岸事業ということになっております。

次のページでございまして、整備状況でございまして。整備率の全国と対比ができるものについて簡単にご説明申し上げます。

ほ場の整備、3反程度以上区画は全国が61.3%の整備率であるのに対して61.8%。うち1ha以上の大区画ほ場整備は全国が7.9%であるのに対して3.7%と。

汎用水田化の整備、これは畑作が可能な水田ということで、排水性、暗渠などの整備でございまして、これが全国の整備率46%に對しまして、本県は39.5%ということになっております。

畑地の整備で申し上げますと、一番下の畑地かんがいの整備というのは、全国が20.7%にして本県は5.7%と。

次に(2)の農村生活環境整備は、農業集落排水施設の整備は全国が63%であるのに対して56.6%というような形になっているところでございまして。

次に3ページ目、今回、再評価の対象になります海岸保全施設整備事業の概要でございまして。海岸保全施設整備事業は、農地と農業用施設の波浪による被害を未然に防ぐため、堤防や離岸堤などの海岸保全施設の新設や改良工事を実施します。県内における農村整備課所管の海岸保全施設整備事業は、今年度の再評価対象である大戸瀬地区を含め、平成23年度は3地区で実施されております。

工種につきましては、下にあるような突堤、消波工、離岸堤等になっているところでございまして。

以上でございまして。

《対応方針(案)の説明(整理番号1番)》

○農村整備課：それでは、地区についてご説明いたします。

1番になります。公共事業再評価調書に沿って説明させていただきます。

よろしく願いいたします。

整理番号H23-1、海岸保全施設整備事業になります。

本地区は、平成18年度に再評価対象地区として審議され、附帯意見もなく継続となっておりますが、更に5年が経過したことから、再度また審議の方をお願いいたします。

1の事業の概要についてご説明します。

ページ、3枚ほどめくってもらって地区の概要、一般平面図、3ページ、下の所に3

ページと書いてある平面図を見ていただければと思います。

計画一般平面図です。

事業名は、海岸保全施設整備事業です。

地区名は、大戸瀬地区で、関係市町村は深浦町で実施しております。

護岸の延長につきましては、2,741mとなっております。

次のページ、4ページをお願いいたします。

この地区は、採択が昭和61年度に採択され、24年度までで事業を計画し、順調に進んでおりまして24年度に完了する予定となっております。

今年度実施する所につきましては、赤の部分で示しておりまして、2箇所に分かれています。79m。来年度は、青の部分になります。211mの実施予定を考えております。

次、5ページを見ていただければと思います。

5ページの方に写真を2枚ほどつけておりますが、本地区の護岸の嵩上げを行っております。これは、昭和40年代に整備した護岸が低くなっているものですから、冬場の季節風や台風の波浪によって農地への被害が解消されないことから、農地及び国土の保全を図ることを目的に実施しております。護岸の整備延長は2,494mを整備する予定です。

事業費につきましては、平成18年度の再評価時点で10億5400万円となっております。その後、平成23年度時点、今年度時点ですが、事業費を精査したところ、9億1200万円です。完了する予定ということで進めております。負担割合につきましては、国が50、県が50となっております。

また、資料、前の方に戻っていただきます。調書の方、1/3、一番最初の調書になります。様式の方の調書に戻っていただきまして、中段の方に2の評価指標及び項目別の評価という欄がございます。

まず(1)の所になります。事業の進捗状況ですが、進捗率は84%となっており、嵩上げされた護岸は、最後のページに写真を付けておりましたが、越波等による農地への浸食に対して防止効果を発揮しているということがございますので、A評価というふうにしております。

次のページをめくっていただきまして2/3のページになります。(2)ということで、社会経済情勢の変化につきまして、県が策定した海岸保全基本計画に基づきまして、計画的に整備する必要があるということと、また、地元体制としては、深浦町が事業の実施にあたりまして、地元住民や農業関係者との連絡調整などの支援を積極的に行っていることから、A評価というふうにしております。

次、(3)になります。費用対効果の分析の要因の変化についてです。

費用対効果につきましては、全県の再評価の効果算定から見直した結果、平成18年度の費用対効果は1.1となっております。今回、再度効果の算定をした結果、B/Cにつきましては1.06となっており、評価基準年の変更に伴いまして減少していることから、B評価としております。

次にページの方は3 / 3になります。(4) のコスト縮減・代替案の検討状況です。

コスト縮減につきましては、既設の護岸を極力活用してコンクリートの使用量の削減を図っていること。また、代替案検討状況につきましては、嵩上げ工法が最適であるという判断からA評価という評価をしております。

最後に(5)になります。評価にあたり特に配慮すべき点ということです。

地元ニーズの把握にあたっては、地元関係者のニーズを把握し、それを考慮して施工区間を決定しています。

また、環境影響への配慮に、特に配慮する点としては、現況の護岸線と景観の維持に配慮していることなどからA評価としております。

最後3になります。県の対応方針といたしましては、継続というふうを考えております。

以上でございます。

《質疑応答（整理番号1番）》

○小林委員長：ありがとうございました。

この1番は、ただ今のように来年で終了ですね。

何かご質問ありますか。護岸工事だそうですが。どうぞ。

○長谷川委員：領域については、その地域の方々のニーズに応じてという話ですが、高さというのは、嵩上げの高さというのは、どういうルールで決められているのでしょうか。

○農村整備課：高さにつきましては、台風の波浪の影響と、季節風による波浪等の2つの要因を検討しながら、ここの地区につきましてはT.P5.0というふうに関係する河川、3省共通の高さということで決定しております。

○長谷川委員：その高さを決める時、いわば何か水準といいますか、この地域がAだとか、この地域はBだとか、様々水準のようなものがあって決めていくものなのですか。それとも、一律こういうふうにして気象条件によって決まっていくものなののでしょうか。

○農村整備課

平成15年の6月に青森県で津軽沿岸海岸保全基本計画というもの、これは勿論、市町村の意見も聴取しながら決めているところでございますが、この今回整備する所につきましては、一応、T.P5mということで実施すると。ですから八戸とか、別の所はまた別の高さになっていると。じゃ、その5mというものをどういうふうに決めたかということなんですが、防護水準というものがこの基本計画の中に書いてありまして、それをちょっと読み上げますと、文章なんですが、「高波による浸水被害の防護については過去に発生した高潮の記録に基づく計画高潮位、適切に推算した波浪の影響を加えたものに対して防護することを目標とする。計画高潮位は既往の最高潮位、もしくは平均満潮位に計画規模の潮位偏差を加えた潮位とする。」と。また、「侵食による被害の防護については浸食の進行している海岸では現状の汀線を維持することを目標とするが、侵食が著し

く背後地に被害が生じる可能性に応じて汀線を回復することを目標とする。地震・津波による被害の防護については、既往最大級の津波に対して防護することを目標とする。また、対象海岸の状況や地域住民と一体となったソフト対策も含めて総合的な防護を目指すものとする。」というような理由から、この津軽沿岸につきましては5mというような決定をしているということでございます。

○長谷川委員：わかりました。

○小林委員長：ありがとうございました。どうぞ。

○岡田委員：具体的には、やっぱりどういう被害が起こっていたかという、そこも非常に大事だと思うんですね。ここでは、農地への被害が出ているということで、ただ書きっぱなしなものですから、今のお話で結構なんです。具体的に被害というのはどれぐらい、これまで記録があるのか。それを少し、次回までに出して欲しいと思います。

○小林委員長：お願いします。

《事業の概要説明（水産基盤整備事業の概要）》

○小林委員長：それでは、続いて漁港漁場整備課の方。これが今年度、割と多いですね、10件、10地区あるんですね、どうぞ。

○漁港漁場整備課長：漁港漁場整備課でございます。

説明は座ってさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

資料は3-2でございます。

水産基盤整備事業の概要ということでございます。

1番目に水産基盤整備事業の目的ということで書いてあります。

水産基盤の目的でございますが、水産資源の持続的利用と国民のニーズに的確に対応した水産物の安定供給及び水産資源の生息環境の保全・創造に資するために行うということになっております。

次、2番の事業の体系でございます。

表に記載になっておりますとおり、大別しまして上の水産物供給基盤整備と、下の方に記載しております水産資源環境整備と2つに分けております。このうち、水産物供給基盤整備につきましては、流通機能の強化を図るために行う第3種、第4種漁港等の整備と共同漁業権の区域内等におけます漁場の整備を行います、水産流通基盤整備事業など4つの事業がございます。

また、下の方の水産資源環境整備でございますが、これは水産生物の生活史に対応しました生息環境空間の創出及び水域の環境保全対策のための漁場整備等を行う水産環境整備事業。さらに、水産資源の増大及び水産物の生産機能の強化を図るために行う共同漁業権の区域内等におけます漁場と密接に係る第1種漁港等の一体的な整備を行う水産生産基盤整備事業の2つの事業がございます。

続きまして水産基盤整備事業の整備状況についてでございます。3番でございます。

水産流通基盤整備事業につきましては、現在6地区におきまして6漁港・6漁場を整備しております。進捗率は71.6%となっております。

その他、2段目に水産物供給基盤機能保全事業、これが5地区で実施しておりまして、その次の漁港施設機能強化事業、これは2地区において実施されております。それぞれ進捗率が47.6%、並びに54.5%となっております。

次の漁港関連道整備事業につきましては、本県では現在実施しておりません。

その次の水産環境整備事業につきましては、現在6地区におきまして7漁場を整備しております。進捗率は37.2%となっております。

また、最後の水産生産基盤整備事業、これは10地区におきまして17漁港・12漁場を整備しております。進捗率は88.9%となっております。

なお、表の枠外に書いてありますが、進捗率につきましては、計画事業費に対します実施済み額ということでその割合を示しております。

裏のページになります。

4番になりますが、漁港の種類ということで記載しております。

現在、本県にはこの表の一番下にありますが、92港ございまして、県と市町村が役割分担をしながら管理しているというところでございます。これらの漁港につきましては、種別に記載しておりますが、第1種漁港から第2種、第3種、特定第3種、それから第4種漁港という区分にされております。

第1種につきましては、その利用範囲が地元の漁業を主とするものということで、現在74港ございます。

1つ飛びまして第3種漁港でございますが、これは利用範囲が全国的なものということで、本県には3港ということでございます。

このうち、特に水産振興上重要な漁港ということで、この下の特定第3種漁港という区分がございます。これには、本県の八戸漁港が1港該当しております。全国で13港指定しております。

また、先程飛びましたけども、第2種漁港につきましては、その利用範囲につきまして第1種と第3種の間にあるということでご理解いただきたいと思っております。本県には11港ございます。

最後に第4種漁港ですが、この漁港は利用漁船の範囲よりも、むしろその地域の避難港としての役割を担っているということで区分されております。本県には3港ございます。

次に5番としまして、主な漁港施設の分類についてでございます。

分類上、外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設、漁港施設用地と、最後に漁港浄化施設という区分がございます。その施設の中身は、この表の中に、右サイドに書いてありますが、こういう施設名が該当するというようなご理解をお願いしたいと思います。

最後の6番、漁場の分類についてでございます。

資料には、今回の対象事業で整備されているものを取り上げておきまして、分類につきましては、漁場は3つに分類されております。主として魚類の蛸集（いしゅう）や発生、成育が効率的に行われ、生産性が高い魚礁漁場を造成するためのコンクリートブロック等の耐久性構造物の設置により整備されます魚礁漁場ですね。

2段目が増殖場ということで、こちらにつきましては海域及びこれに接続する陸地において有用水産生物の発生及び成育に適した環境を整備するための投石、コンクリートブロック等の設置、干潟等の造成により整備される増殖場ということになります。

また、最後の養殖場でございますが、海域及びこれに接続する陸地のうち、未利用の状態にある養殖適地に生産性の高い養殖漁場を整備するための消波堤、あるいは潜堤等の設置により整備される養殖場と。こういったものがございまして、本県では、佐井、大間漁場などの魚礁漁場、あるいは今別西部、脇野沢、奥戸増殖場などが整備されております。

以上、概要につきましては、これまで説明したとおりでございます。

それでは、担当の方から個別の事業につきまして説明させていただきたいと思っております。

《対応方針（案）の説明（整理番号2番）》

○漁港漁場整備課：それでは、地区別の説明をいたします。

座って説明させていただきます。よろしく申し上げます。

漁港漁場整備課の再評価対象としては、30番の八戸を除く整理番号2番から11番までの10地区について説明いたします。全てが水産基盤整備事業で、再評価後5年目の評価となっています。この水産基盤整備長期計画は、平成14年3月に閣議決定され、平成14年度から着手して今年度が10年目にあたります。

まず、整理番号2番です。

事業名は水産生産基盤整備事業。

地区名は岩崎地区で、日本海に面した深浦町旧岩崎村に位置しております。ベニズリイガニ、ブリ、クロマグロ、ハタハタ漁の生産基地としての漁港の整備を行っています。

採択年度は平成14年度。平成24年度に終了予定となっております。

当事業の目的は、台風や冬期風浪に伴う波浪により、港内静穏度が悪いこと。また、慢性的に係留施設や用地が不足しています。このため漁港施設等の生産基盤の整備拡充によって当地域の水産物の生産機能強化を図り、水産物の安定供給と漁業地域の活性化に資するものです。

事業内容としては、防波堤等の外郭施設 595m、泊地等の水域施設 22,700 m²、岸壁等の係留施設 120m、輸送施設が 100m、施設用地が 11,100 m²となっています。

事業費につきましては、再評価時の27億5000万円に対し、現在32億円で4億5000万円の増となっております。増額の要因としては、整備の進行とともに港口への堆砂が確認されたために漂砂解析を行った結果、防波堤の延伸や水域施設の増工が必要となっ

ためです。

事業進捗は計画全体の進捗が 85.9%となり、平成 24 年度には完成できることから A 評価としております。

社会経済情勢の変化につきましては、地元の要望も強く、推進体制も整っていることから、同じく A 評価としております。

費用対効果につきましては、再評価時の B/C が 1.25 に対し、今回 1.12 と若干低下していることから B 評価としております。

コスト削減に取り組んでいること、また代替案についても現在のところ、可能性はないことから A 評価としております。

評価にあたり特に考慮すべき点については、地元ニーズの把握、環境への把握も適切に行っていることから A 評価としております。

対応方針としては、本事業により、つくり育てる漁業への支援や生産労働の効率化、近代化、担い手支援の効果が期待できること。また、本事業に対する地元の期待が大きくなり、経済効果が確認されることから、本事業の必要性及びその効果は高いと判断されます。

以上のことから継続としております。

次が費用対効果分析説明資料となっております。その裏が環境配慮指針チェック表となっておりますが、内容については説明を割愛いたします。

3 ページの計画平面図をご覧ください。

評価対象の箇所は黄、赤、緑の着色部分です。黄色が平成 22 年度までの施工済み箇所。赤が 23 年度の実施予定箇所。緑が 24 年度残となっております。

その他の地区についても同様の着色となっております。平面図を見ますと、当事業の残事業としては、緑の防波堤と用地舗装となっております。

《対応方針（案）の説明（整理番号 3 番）》

○漁港漁場整備課：次に整理番号 3 番です。

同じく、水産生産基盤整備事業です。

地区名は十三地区で、日本海側の五所川原市、旧市浦村に位置しています。シジミカイ、タラ、カレイ、ヒラメ漁の基地としての漁港整備を行っています。

採択年度は、同じく平成 14 年度。これも平成 24 年度に終了予定となっております。

当事業の目的は、十三湖内でのシジミ漁を中心とした内水面漁業が盛んですが、一方で外海の海面漁業は航路となっている河口部の埋塞による水深不足。冬場の湖内の凍結によって日本海への出漁が大きな制約を受けています。このため、日本海に面した漁港の整備により出漁機会が増大し、地域における水産物の生産機能の強化とともに、水産物の安定供給と漁業地域の活性化に資するものです。

事業内容としては、外郭施設が 1,120m、水域施設が 15,400 m²、係留施設が 414m、輸

送施設が 555m、施設用地が 29,400 m²となっています。

事業費は、再評価時の 52 億円に対して、現在 51 億円、1 億円の減額となっています。この減額の要因としては、より効果的な漂砂対策の検討を行った結果、防波堤の右側ですが、防波堤の見直し等によって施設量が増加しましたが、断面が安価になったことから減額となっております。

事業進捗 91.5%になっています。これも 24 年度には完成できることから A 評価としています。

社会情勢の変化についても A 評価としております。

費用対効果については、再評価時の B/C が 1.29 に対して、今回 1.12 と若干低下していることから B 評価としております。

コスト縮減と代替案についても A 評価としております。

評価にあたり特に考慮すべき点についても配慮されていることから A 評価としております。

対応方針としては、本事業により資源管理型漁業や安全で快適な漁業の形成、生産労働の効率化・近代化・担い手支援の効果が期待できることから、本事業の必要性は高いと判断されます。

以上のことから総合評価として継続としております。

位置図をご覧ください。

十三地区が岩木川河口部にある既存の漁港となっています。岩木川河口部の影響から外れた南側に十三湊地区として漁港を整備しています。残事業としては、この十三湊地区の防波堤、泊地、用地舗装などとなっています。

《対応方針（案）の説明（整理番号 4 番）》

○漁港漁場整備課：続いて整理番号 4 番です。

事業名は同じく水産生産基盤整備事業です。

地区名は今別地区で、津軽半島の陸奥湾寄り、今別町に位置しています。ホタテ養殖、ナマコ、タコ、メバル漁の基地としての漁港整備とともに、モズクやヤリイカの増殖場と一体的整備を行っています。

採択年度は同じく平成 14 年度と、平成 24 年度に終了予定となっています。

当事業の目的は、台風や季節風等に伴う波浪により、港内静穏度が非常に悪く、また慢性的に岸壁などの係留施設及び漁港用地が不足しています。このため、防波堤等の漁港施設及び漁獲量の安定を図るための増殖場など、生産基盤の整備拡充によって地域の水産物の生産機能強化を図り、水産物の安定供給と漁業地域の活性化に資するものです。

事業内容としては、外郭施設 935m、水域施設が 2,200 m²、係留施設が 591m、輸送施設が 672.5m、施設用地が 37,370 m²、増殖場が 101.3ha となっています。

事業費は、再評価時の 28 億 7800 万円に対し、現在、30 億 600 万円、1 億 2800 万円の

増となっています。この増額の要因としては、護岸や船揚場の改良と用地の防塵処理の追加によるものです。

事業進捗は計画全体の進捗が 90.8%であり、平成 24 年度に完成できることから A 評価としております。

社会経済情勢の変化につきましても、推進体制も整っていることから A 評価としております。

費用対効果につきましては、再評価時 B/C が 2.27 に対し、今回、B/C 1.86 と高い値は保持していますが、低下していることから B 評価としています。

コスト削減の取り組みと代替案についても、代替案の可能性がないことから A 評価としております。

評価にあたり特に考慮すべき点についても A 評価としております。

対応方針としても、本事業により資源管理型漁業や安全で快適な漁業地域の形成、生産労働の効率化・近代化・担い手支援の効果が期待できること。また、本事業に対する地元の期待が大きく経済効果が確認されることから、本事業の必要性及びその効果は高いと判断されます。

以上のことから継続としております。

位置図をご覧ください。

増殖場の 3 箇所については完了しています。残事業としては、今別漁港と一本木漁港の船揚場の改良と用地整備となっています。

《対応方針（案）の説明（整理番号 5 番）》

○漁港漁場整備課：続いて、整理番号 5 番です。

事業名は同じ水産生産基盤整備事業です。

地区名としては、脇野沢地区、下北半島の南西突端のむつ市、旧脇野沢村に位置しています。

主要であるホタテ養殖の他に、焼干しの原料となるカタクチイワシ、マダラ漁の基地としての漁港の整備と共に、ヤリイカの増殖場との一体的整備を行っています。

採択年度は平成 14 年度。終了予定は平成 26 年度になっています。

当事業の目的は、慢性的に岸壁などの係留施設及び用地が不足しています。このため、防波堤等の漁港施設や漁獲量の安定を図るための増殖場など、生産基盤などの整備拡充により、当地域の水産物の生産機能強化を図り、水産物の安定供給と漁業地域の活性化に資するものです。

事業内容としては、外郭施設 735m、水域施設が 11,000 m²、係留施設が 356m、輸送施設 1,280m、施設用地 23,500 m²、増殖場が 17ha となっています。

事業費は再評価時の 27 億 400 万円に対し、現在、26 億 200 万円で 1 億 200 万円の減となっています。この減額の主な要因としては、コスト削減効果と用地面積の減によるも

のです。

事業進捗は計画全体の進捗が 73.4%と低いのですが、年次計画に対する進捗は 95.4%となっており、平成 26 年度完成に支障となる事項がないので A 評価としております。

社会経済情勢の変化についても A 評価としております。

費用対効果につきましては、再評価時 B/C 1.51 に対し、今回 1.12 と低下していることから B 評価としております。

コスト縮減や代替案については A 評価としております。

評価にあたり特に考慮すべき点についても A 評価としております。

対応方針としては、本事業により資源管理型漁業や安全で快適な漁業地域の形成、生産労働の効率化・近代化・担い手支援の効果が期待できること。また、本事業に対する地元の期待が大きく、経済効果が確認されることから、本事業の必要性及びその効果は高いと判断されます。

以上のことから継続としております。

同じく位置図をご覧ください。2 箇所の増殖場がありますが、これはヤリイカ産卵礁です。事業としては完了しています。

下の平面図の脇野沢の本港ですが、これは蟹田への陸奥湾フェリー、それから青森・佐井間の定期船、観光船の発着場でもあり、下北観光の海の拠点ともなっています。

次のページの寄浪地区の南防波堤の内側には、ヒラメ養殖の施設が予定されています。そこで付加価値の増大による漁業経営の安定化を図っています。

残事業としては、本港地区の突堤道路、寄浪地区の用地舗装などとなっています。

《対応方針（案）の説明（整理番号 6 番）》

○漁港漁場整備課：続きまして、整理番号 6 番をお願いします。

事業名は、同じく水産生産基盤整備事業です。

地区名は、佐井地区で、下北半島の西側、佐井村に位置しています。

マダラ、サケ、ウニ、コンブ漁の基地としての漁港の整備とともに、ウスメバル等の増殖場や魚礁との一体的整備を行っています。

採択年度は平成 14 年度となっていて、終了予定は平成 26 年度となっています。

当事業の目的は、台風や季節風等に伴う波浪により、港内静穏度が非常に悪く、また慢性的に岸壁などの係留施設及び狭隘な地形から漁港用地が不足しています。このため、防波堤等の漁港施設及び漁獲量の安定を図るための魚礁や増殖場など、生産基盤の整備拡充により、当地域の水産物の生産機能強化を図り、水産物の安定供給と漁業地域の活性化に資するものです。

事業内容としては、外郭施設が 914m、水域施設が 1,390 m²、係留施設が 335m、輸送施設が 170m、施設用地が 9,200 m²、魚礁・増殖場が 48.19ha となっています。

事業費は、再評価時の 55 億 400 万円に対し、現在 56 億 8000 万円で 1 億 7600 万円の

増となっています。増額の主な要因としては、牛滝漁港の防波堤の延伸によるものです。

事業進捗は、計画全体の進捗が 80%と低いですが、年次計画に対する進捗は 104%ということで、平成 26 年度完成の支障となる事項がないことから A 評価としています。

社会経済情勢の変化についても A 評価としております。

費用対効果につきましては、再評価時 B/C1.5 に対し、今回 1.47 とわずかに低下していることから B 評価としています。

コスト削減、代替案についても A 評価としております。

評価にあたり特に考慮すべき点についても A 評価としております。

対応方針としても、経済効果が確認されることから、本事業の必要性及びその効果は高いと判断されることから、総合評価としては継続としております。

カラーの位置図及び平面図をご覧ください。

磯谷漁港と魚礁・漁場につきましては、完了済みになっています。

福浦漁港は、これは佐井村管理なんです、平成 23 年度、今年度完成予定になっています。

残事業としては、牛滝漁港の沖防波堤となっています。

なお、牛滝漁港と福浦漁港につきましても、青森・佐井間の定期船の基地港となっています。

《対応方針（案）の説明（整理番号 7 番）》

○漁港漁場整備課：続きまして、整理番号 7 番です。

事業名は、同じく水産生産基盤整備事業です。

地区名は奥戸地区で、下北半島の北西部大間町に位置しています。

ウニ、コンブ、タコ、スルメイカ漁の基地として、最近ではマグロもだいたい獲れてきました。基地としての漁港の整備とともに、ヤリイカやアワビの増殖場、魚礁との一体的整備を行っています。

採択年度は平成 14 年度になっており、終了予定は平成 24 年度となっています。

事業の目的は、台風や季節風に伴う波浪により港内静穏度が非常に悪く、また慢性的に物揚場など、係留施設及び昆布干し場などの漁港用地が不足しています。このために、漁港施設とともに漁獲量の安定を図るための魚礁・増殖場など、生産基盤の整備拡充により当地域の水産物の生産機能強化を図り、水産物の安定供給と漁業地域の活性化に資するものです。

事業内容としては、外郭施設が 1,065m、水域施設が 7,350 m²、係留施設が 600m。輸送施設が 255m、施設用地が 12,040 m²、魚礁・増殖場が 16.94ha となっています。

事業費は、再評価時の 37 億 1500 万円に対し、現在、34 億円と 3 億 1500 万円の減となっています。減額の主な要因としては、断面のコスト削減効果によるものです。

事業進捗は、計画全体の進捗が 90.8%であり、平成 24 年度に完成できることから A 評

価としております。

社会経済情勢の変化についてもA評価としております。

費用対効果につきましては、再評価時B/C1.89に対し、今回1.65とわずかに低下していることからB評価としております。

コスト削減、代替案についてはA評価としております。

評価にあたり特に考慮すべき点につきましても、同じくA評価としております。

対応方針としても経済効果が確認されることから、本事業の必要性及びその効果は高いと判断されます。

以上のことから、総合評価としては継続としております。

位置図と平面図をご覧ください。

魚礁につきましては、大間町で事業主体となっております。魚礁と増殖場につきましては、完了済みです。

材木漁港につきましては、これは大間町が事業主体ですが、平成23年度に完成予定となっております。

残事業としては、奥戸漁港の小奥戸地区の防波堤や道路などとなっております。

《対応方針（案）の説明（整理番号8番）》

○漁港漁場整備課：続きまして、整理番号8番です。

事業名は、流通拠点の整備を行う、水産流通基盤整備事業です。

地区名は、北金ヶ沢地区で、日本海側の深浦町に位置しています。

サケ、ハギ、イカ、ハタハタ漁の生産基地及び衛生管理を図った流通拠点としての漁港の整備を行っています。

採択年度は平成14年度となっており、終了予定は平成24年度となっています。

事業の目的は、地区内の主要道路が狭隘で曲がりくねっていることから漁獲物の輸送に支障があり、また、慢性的に岸壁などの係留施設及び漁港施設が不足しています。このため、防波堤や輸送施設など生産基盤の整備の拡充により、水産物の生産・流通機能の強化を図り、水産物の安定供給に資するものです。

事業内容としては、外郭施設が189m、係留施設が273m、輸送施設が1,780m、施設用地が16,200㎡。それから漁獲物の衛生管理を図るための清浄海水取水施設が1箇所となっております。

事業費は、再評価時の27億円が変更ありません。

事業進捗は、計画全体の進捗が83.2%であり、平成24年度に完成することからA評価としております。

社会経済情勢につきましてもA評価としております。

費用対効果につきましては、再評価時のB/Cが1.36に対し、今回1.12と低下していることからB評価としております。

コスト削減に取り組んでいることや代替案につきましてもA評価としております。
評価にあたり特に考慮すべき点につきましても、同じくA評価としております。

対応方針としては、本事業に資源管理型漁業やつくり育てる漁業への支援、水産物流通の効率化と一貫した品質及び衛生管理、安全で快適な漁業地域の形成、生産労働の効率化・近代化・担い手支援の効果が期待できること。また、本事業に対する地元の期待が大きく、推進体制も整っており、経済効果が確認されることから、本事業の必要性、その効果は高いと判断されることから、総合評価としては継続としております。

平面図をご覧ください。

残事業としては、ちょっと図面が細かいのですが、右下の方の道路整備が残となっております。これは、漁港とバイパスを繋ぐ道路となっております。

《対応方針（案）の説明（整理番号9番）》

○漁港漁場整備課：続いて、整理番号9番。

事業名は、水産流通基盤整備事業です。

地区名は、小泊地区で日本海北部の中泊町、旧小泊村に位置しています。

小泊漁港は、避難港にも指定されています。イカ、メバル、クロマグロ、マダラ漁の生産基地及び流通拠点としての漁港整備とともに、ヤリイカの増殖場や魚礁との一体的整備を行っています。

採択年度は平成14年度、終了予定は平成28年度になっています。

事業の目的は、台風や冬期風浪に伴う波浪により港内静穏度が非常に悪く、また市街地からの漁港や漁業集落までのアクセス道路が急勾配、急カーブとなっており、漁獲物や漁業資材の運搬に支障をきたしています。

このため、漁港施設と共に漁獲量の安定や漁獲効率の向上を図るための増殖場や魚礁など、生産基盤の整備拡充により水産物の生産・流通の機能強化を図り、水産物の安定供給に資するものです。

事業内容としては、外郭施設が3,037m、水域施設が15,000㎡、係留施設が660m、道路が3,089m、施設用地が12,500㎡、魚礁・増殖場が58.8haとなっております。

事業費は、再評価時の70億800万円に対し、現在96億5000万円で26億4200万円の増となっております。この増額の主な要因としては、途中で波高の見直しによる越波の防止のための防波堤改良が追加になりました。

事業進捗は計画全体の進捗が79.9%と低いですが、年次計画に対する進捗は119.9%となっており、平成28年度完成に支障事項がないことからA評価としております。

社会経済情勢の変化につきましてもA評価としております。

費用対効果につきましても、再評価時B/C1.29に対し、今回1.22とわずかに低下していることからB評価としております。

コスト削減と代替案についてもA評価としております。

評価時にあたり特に考慮すべき点につきましてもA評価としております。

対応方針としても、経済効果が確認され推進体制も整っていることから、本事業の必要性及びその効果は高いと判断されることから、総合評価としては継続としております。

位置図と平面図をご覧ください。

小泊地区と下前地区の魚礁ですが、中泊町が事業主体となってやっております。この事業については完了しております。

残事業としては、先程言いましたが、小泊地区、下前地区の漁港の防波堤の改良となっております。

《対応方針（案）の説明（整理番号10番）》

○漁港漁場整備課：続きまして、整理番号10番です。

事業名は、水産流通基盤整備事業です。

地区名は、白糠地区で太平洋側の東通村と六ヶ所に跨っており、避難港にも指定されています。イカ、サケ、コンブ、イカナゴ漁の生産基地及び衛生管理を図った流通拠点としての漁港整備を行っています。

採択年度は平成14年度となっており、終了予定は平成28年度となっています。

当事業の目的は、波浪により港内静穏度が非常に悪いこと。また、慢性的に係留施設や施設用地が不足している他、漁港までのアクセス道路は道が狭く、急勾配となっていることから、漁獲物・漁業資材の運搬に支障をきたしています。

このため、漁港の整備によって水産物の生産、流通機能の強化を図り、水産物の安定供給に資するものです。

事業内容としては、外郭施設が1,728m、水域施設が4,500㎡、係留施設が788m、輸送施設が4,430m、施設用地が29,770㎡となっています。

事業費は、再評価時の153億1000万円に対し、現在214億3000万円で61億2000万円の増となっています。この増額の要因としましては、同じく波高の見直しによる越波防止のための防波堤及び改良と用地舗装の追加によるものです。

事業進捗は、計画全体の進捗が71.6%と低いですが、年次計画に対する進捗は107.4%となっており、平成28年度完成に支障となる事項がないことからA評価としています。

社会経済情勢の変化についてもA評価としております。

費用対効果につきましては、再評価時B/C1.34に対し、今回1.24とわずかに低下していることからB評価としております。

コスト縮減・代替案につきましてもA評価としております。

評価にあたり特に考慮すべき点につきましてもA評価としております。

対応方針としては、同じく経済効果が確認され、本事業の必要性及びその効果は高いと判断されることから、総合評価としては継続としております。

位置図と平面図をご覧ください。

白糠地区と焼山地区の沖防波堤、それから用地、白糠地区の道路、焼山地区の道路が
残事業となっています。

《対応方針（案）の説明（整理番号11番）》

○漁港漁場整備課：続きまして、整理番号11番です。

事業名は、水産流通基盤整備事業です。

地区名は、三沢地区で太平洋側の三沢市に位置しています。

一部、今回の大震災も受けましたが、防波堤自体が被災がないということで、今回の
評価対象といたしました。

イカ、ホッキガイ、サケ、カレイ漁の生産基地及び流通拠点としての漁港整備と魚礁
を一体的に整備を行っています。

採択年度は平成14年度、終了予定は平成26年度になっています。

当事業の目的は、台風等に伴う波浪により、港内静穏度が非常に悪く、慢性的に荷揚
げなどの係留施設が不足しており、最盛期には外来漁船の入港を制限している状況です。
このため、岸壁等の漁港施設とともに、漁獲効率の向上を図るための魚礁など、生産基
盤の整備・拡充により、水産物の生産・流通機能の強化を図り、水産物の安定供給に資
するものです。

事業の主な内容ですが、記入に誤りがございます。

まず、防波堤等の外郭施設975mはそのままです。次の下の水域施設、この欄には係留
施設が入ります。延長は1,302m、これは変わりありません。その下の係留施設の欄に輸
送施設が入ります。数量については985m、変わりありません。その下の輸送施設欄に漁
港施設用地が入ります。数量は27,100㎡で変わりありません。漁港施設用地の欄に魚礁
が入ります。数量は0.48haで変わりありません。失礼いたしました。

事業費につきましては、再評価時の99億1000万円に対し、現在73億7000万円で25
億4000万円の減となっています。減額の主な要因としては、防波堤の断面見直しによる
減となっています。

事業進捗は、計画全体の進捗が80.9%ですが、年次計画に対する進捗は105.2%とな
っており、平成26年度完成に支障の事項がないことからA評価としております。

社会経済情勢の変化につきましてもA評価としております。

費用対効果につきましては、再評価時のB/C1.07に対し、今回B/Cが1.55と大幅
に上昇していることからA評価としております。

コスト縮減と代替案についてもA評価としております。

評価にあたり特に考慮すべき点につきましてもA評価としております。

対応方針としては、本事業により資源管理型漁業やつくり育てる漁業への支援、水産
物流通の効率化と一貫した品質管理、安全で快適な漁業地域の形成の効果が期待できる
こと、経済効果が確認されることから、本事業の必要性、その効果は高いと判断され、

総合評価としては継続としております。

次の位置図と平面図をご覧ください。

三沢の魚礁がありますが、これは三沢市が事業主体で事業は完了しています。

残としては、三沢漁港の防波堤の延伸と改良が残事業となっています。

以上で地区別の説明を終了させていただきます。

《質疑応答（整理番号2番～11番）》

○小林委員長：ありがとうございました。

今のこの三沢の話の調書の1番の主な内容の所、誤字の訂正じゃなくて、大事な所が間違っているの、次回に差し替えてください。いいですか。この1枚目の紙ですね。

○漁港漁場整備課：申し訳ありません。

○小林委員長：基礎数字、大事なので差し替えをお願いします。

さて、以上、漁港漁場整備課の中で、今年は生産基盤の整備と流通基盤の整備というふうになっていますが、新しい事業化だということで、14年度に一斉に始まったわけですが、殆どが来年、24年度で予定通り完成するそうです。ただ、9番、10番が28年度かな。あとは、26年度というのものもあるのかな。

さあ、どうですか。長野委員、どうぞ。

○長野委員：1つずつじゃなくて、全体で整理してもらえればと思うんですが。

1つは、効果は全部見てみると、労働環境の改善効果ということで、漁業就業者の増減で左右されているものと、違うものがあるんですが。5年前、あるいは6年前から漁業就業者がどうなっているかというのを全地区出していただけると、いろいろ評価しやすいのではないかと思います。

これは何のためかということ、B/CのBに大きく影響している。半分ぐらいが労働環境の改善ということで出ているので、この増減に左右されているので、それを出してもらおうといいなど。

それから2番目が、平成14年から新しい計画が始まった大きな特徴は、漁場と漁港を連携させる。あるいは、漁港、複数の漁港をまとめて連携させて整備するということがあったんです。ほとんどの漁港が複数の漁港をまとめて1地区にしているんですが、これの建設費はその方が安くなると、前から言っているんですが、機能的に連携して、どういう効果があったのか、漁場と漁港、あるいは漁港間の、それを機能分担だとか、そういうものも含めて整理してもらおうといいなどと思います。

それから、横の連携もあるんですが、川上から川下まで、水産庁なり農林省が力を入れているのは6次産業化ということで、その端的な例で成功しているのが三沢漁港だと思っています。それぞれの地域でハードの整備だけでなく、6次産業化に向けて背後にソフト的な施設というものが、このハードの施設整備について、どうついてきているのかというのをそれぞれ整理してもらおうといいなどと思います。

それから、最後なんです、先程の津波の質問がありました、15年の海岸保全計画に伴って、日本海側では昭和58年、平成5年でそれぞれ津波があったんですが、それぞれがいろいろ漁港とか海岸に反映させているのかどうか、平成15年の海岸保全計画に。それをちょっと知りたいということ。

今回、白糖、三沢でもちょっと被害があったということなんです、それについてどういう被害があって、多分、私は漁港があってある程度背後の施設が守られたというのがあると思うんですが、どういう効果があったのかというものを教えてもらえればというところです。

以上です。

○小林委員長：今の長野委員の追加資料、お願いしますね。

私も今、聞こうと思っていたことなので、非常に大事な数値が出てくると思うので、よろしくどうぞ。

他に、いかがですか。長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員：目的の中に、事業目的の中に港内静穏度という言葉が出てきておまして、何かそれぞれの港における静穏度というのですから、何か指標として数字的なものはあるのか。それが、今回のこの事業によって、どの程度成果が挙げられるのかというような情報があるのであれば教えていただければと思います。

それから、慢性的に施設が不足という言葉が何度も出て参りますが、これは生産と関わりあるお話かと思いますが。例えば、そこでの水揚げ量と何か施設の整備すべき基準のようなものがあって、それに対して不足とおっしゃっているのか。地域の方々から要請を受けて、そういうふうな不足という印象を抱かれているのか、そのへんの背景を分かりやすく提供していただければと思います。

以上です。

○小林委員長：はい、お願いします。

それでは、他に。どうぞ、藤田委員。

○藤田委員：全てに関わるんですが、3つありまして、環境影響への配慮の所です。

1つが区分の所で黒丸が付いているんですが、ちょっと分かりにくいので、要はこの黒丸について全部配慮しているというふうに捉えるのか、この事業はその黒丸の所に全て関係しているということなのか、どんな配慮をしたのかといったようなことをご説明いただきたいというのが1点です。

それから、特に配慮する対応内容という所に関わるものが2つありまして、1つが、例えば、汚濁防止膜の設置等、水質汚濁の防止に努めているというようなことが書かれています。これは、深浦町のやつですが。例えば、それは皆、全ての所でやっているんじゃないかと思うんですが、他の所ではやっていないのかどうかということで全体を見ていただければと思います。

最後ですが、これもいろんな所に書いてあったんですが、特に配慮する対応内容の所

に、「自然環境や水生生物の成育環境に配慮した施工を行った」という表現があるんですが、具体的にはどんなものを行っているのかといったこと。できたら、他の所でもやっているのか。それともここだけ、書いてある所だけ、そういうことをしているのかといったことにつきまして、次回、お願いいたします。

○小林委員長：補強説明をお願いします。

東委員、どうぞ。

○東委員：同じく環境の点です。環境への配慮、全て評価はAで良いという評価なんです。が、事業が始まってから10年近く経っています。その間に起きた現象を客観的に見て、その配慮が上手くいっているのかどうか。あるいは、配慮はしたんだけど、やむを得ない影響が出ているのか。そのへんの整理が必要かなと思います。

あとの七里長浜でも出てきますが、例えば、三沢の漁港は漂砂を止めたことによって海岸侵食の問題が出ておりますし、これは、今の状態が許容できる影響なのか。もう少し、更に積極的な配慮が必要なのかという点も評価するポイントにはなるのではないかと思います。

○小林委員長：岡田委員、どうぞ。

○岡田委員：管理する側の問題なんです。市町村管理と県管理、これは何が分けているのかということ。内容をずっと見ていくと、大体同じような内容ではないかと思うんですが、それにも関わらず、これの見直しというのではないのかということ。10%の市町村負担というのは、施設、あるいは工種のどの工種については、市町村管理の場合はこれに加算してもらったとか、内容上の違いで、そういうことがあるのか、ないのか。これはひょっとすると今でも答えていただけるんですか。

○漁港漁場整備課：今のご質問についてですが、通常、県管理と市町村管理というのは、通常、第1種漁港につきましては、市町村管理というのが原則になっています。その中で青森県におきましては県管理と市町村管理が混在しています。そこで、昨年度から県で市町村の方に移管してもらおうと。1種に関しては移管してもらおうということで、今、作業を進めておまして、今現在は3漁港が移管することで手続きをとっている状況です。随時、これからもまた引き続き市町村に移管の手続きを順次行っていく予定になっています。

○岡田委員：市町村から県に移管ですか。

○漁港漁場整備課：いえ、県から市町村に移管です。第1種ですね。

それから、先程の負担割合ですが、県事業に対する市町村の負担割合10%というのは、全ての施設について国が50、県が40、市町村が10%という形になっています。

以上でよろしいでしょうか。

○岡田委員：財政が市町村は厳しいと思うんですが。そうすると、先程先生が言われたように、地域内にどれぐらいの戸数があつて漁家がどれぐらいあつて、生産性が本当に上がったのかどうか。それにも関わらず、市町村負担を伴う事業としてやるということ

ここでずっと言ってきたわけですから。これはやっぱりしっかりデータが欲しいですね。

○小林委員長：そうですね。

先程の長野委員の指摘のデータが出てくると、その辺も見えてくるので、資料の追加をお願いしますね。

他に何か。はい、どうぞ。

○齊藤委員：先程県から波浪に対する、あるいは保全計画、満潮の時の防波堤の高さとか、水準というのがあるというお話でしたが、大戸瀬の所でも説明があったんですが、どうしても塩害ですね、塩害。そういうふうなものであれば、やはり高さとか、5 mという形で造られています、それを今回の津波で一番懸念した所がそこなんです。宮古の場合は二重に造られて、また更に3 mほど高く二重に造っているわけですが、そういう部分を、保全計画だからという形ではなくて、その現状にあった施工というものが必要になってくると思います。

それともう1つなんです、塩害の場合は岸から何mとか、あるいは二重に波を抑えるような方法とかもあると思うんですが。今回、石巻だったと思うんですが、流されなかった建物が何軒かあった。それは、波に向かって船が進むような形で造られたビルディングであった。というのは、波に逆らわないで角に三角に造られた建物であったということ。もう1つは、浮力というんですか、私達がお風呂に入った時などもそうなんです、浮く力をどのようにするかとか。そういうふうな所までも考えて、今後のこういう防波堤というものを造ってもらえればいいのではないかと、私は思っております。

先程の保全計画の中での水準の他に、もう1つ何か考えていかなければならないのではないかと思えたものですから。

以上です。

○小林委員長：はい、どうぞ。

○松富委員：私の方から3つお聞きしたいと思います。

1つは、多くの場合で静穏度が悪いから防波堤を延長するとか、そういうふうに言われておりますが、これは当初の設計の見積もりが悪いのか。一部は計画波高を変えたとか、そういう説明がございましたが、当初の見積もりが悪かったのか、何かそのあたりをはっきりさせていただければと思います。それが1点目でございます。

2点目が、流通うんぬん、うんぬんと言いながら、予算の殆どが防波堤に使われているというのが実情のような気がいたします。ここは確認ですが、この時、B/Cを計算される時、当然、防波堤を延長すれば静穏度が高まります。それをちゃんと勘定しているのかどうかの確認でございます。

3つ目が、十三湖の港の件でございます。あそこは、十三湖の水戸口といいますか、あそこに導流堤を造ってから、私の情報ですと閉塞したことはないというふうに聞いています。先程のこの十三湖を造る理由としましては、結氷するという、水

戸口が閉塞するという事。そういう事を挙げておられました、そういう意味で私の先程の認識が正しいのかどうかということで、水戸口が塞がれたことがあるのかどうか、造ってから、導流堤を造ってからどうかということを確認していただければと。

それと、今の十三湖の港の堆積の状況といいますか、堆砂の状況、そのあたりの情報もあればお願いしたいと。

以上の3つでございます。

○小林委員長：他にいかがですか。

漁港漁場整備については、新しい制度の下でということをやっているんですが、特に、ぱっと見た瞬間にえっと思うのは、事業費が当初の事業費から今日説明された事業費が凄く上がっているんですね。公共事業で事業採択をする時に、ちょっと今、私、計算しただけだけど、例えば、9番の地区なんかは70億が96億、それから10番の白糠の場合は、153億が214億って、これは計算すると大体140%ぐらい、こんな公共事業の採択の仕方は、普通考えられない。なので、という必然性がどこにあるのかということをもうちょっと、通り一遍の説明じゃなくて、異例のことですから、異例のことを継続するにあたっては、やっぱりもっと熱心に担当の方は、この時期にここまで上げないと、地元負担も増えてくるわけだけでも、負担していても、要するにコストをかけてもここまで上げないと、この効果が、ベネフィットが出てこないんですよということをもうちょっと我々審議委員に分かるようにというか、納得できるような説明の仕方をしないと、これは駄目ですよ、継続、根本的に。公共事業が当初予算から4割増しというのは、想定外ですよ。想定外って流行語になっているけど。

それと、先程、私、企画政策部長さんにお尋ねした今回の歴史的な3.11の自然災害に基づいて、どういうふうに公共事業に反映されるのかというのは、先程、齊藤委員が言ったような、全くこれ、この事業の目的の中に入っていないはずで、保全問題というのは、だけでも、しかし、そういうことに対しての配慮というのは、無くてよろしいんですか。10年前のやり方のままで。今、それを根本的に復旧じゃなくて復興という形で新しい価値観で公共事業、特に沿岸部分については、日本全体が見直そうじゃないかと。青森県は三面全部海なんだから。何か漁港漁場担当課としては、もうちょっと前向きの、こういうふうに新しい価値観で、新しい哲学で、青森方式というものを発表するんだということの意気込み、意気込みって言ったらどうかと思うけども、そういうことが、この委員会の席上に提示してくださいよ。その辺も含めて、今日は皆さん、担当課の考え方、継続したいということは分かりました。これらについて、各委員がそれぞれ次回に向けてこういう資料をお願いしたいという要望でございますので、次回までには、その辺をよく担当課の方で協議いただいて、もう一度お示ししたいと思っております。

時間の関係もあるので、海、もう少しありますか、どうぞ。

○松富委員：今の3.11の関連でお伺いしたいんですが、多分、企画政策部としては情報を

持っているかと思うんですが。今後、被害想定の見直しというのは行われるのでしょうか、ということですが。

具体的に申し上げますと、秋田県はもうやります。もう始まりました。日本海側ですけども。そういうことで青森県はどう考えておられるのかと。

多分、結果は2、3年後しか出ないと思うんですが。公共事業への反映というのは、その後になるかもしれませんが、その辺りの情報はいかがでしょうか。

○企画政策部長：防災計画の見直しにつきましては、勿論、本県としましても、まずあれは国の指針なり基準といったものがしっかり改めて提示されるというふうなことを受けまして、恐らく年内、年度内を目処に様々な作業が進められていくと。今現在、そのための準備をしているという状況だというふうに受け止めています。

○小林委員長：次回まで、6月下旬までに、何か県の方針みたいなものをもうちょっと、特に太平洋側の三沢とか八戸の辺りの、幾つか入っていますからね、この中に。これにも関わってくる部分について、「こういう見直しが」というのがあったら、その時にまたお知らせいただければと思います。

それでは、次、道路ですが。道路も10事業あるので、ちょっとお休みしましょう。私の時計で今25分なので、35分に再開したいと思います。暫時休憩しましょう。

(休憩)

《事業の概要説明（道路事業の概要）》

○小林委員長：それでは、ガラリと海側から内陸というか、道路に入りますので、道路課の方、どうぞお願いします。

○道路課長：道路課の倉谷でございます。

私の方からは道路事業の概要につきまして、資料3-3に基づきましてご説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

まず1ページ目でございますが、道路の種類について表にしたものでございます。道路課及び高規格津軽ダム対策課が所管しております道路につきましては、道路法上の道路でございます。その中で一般国道、国が直接管理する、括弧書きで書いていますが、直轄国道以外のいわゆる補助国道について県が管理しているところでございます。

その他、都道府県道、いわゆる県道ですが、主要地方道と一般県道でございます。

その下の市町村道につきましては、市町村が管理・整備するわけでございますが、その中で県が市町村に代わって事業を実施する事業もございまして、市町村道代行業業というふう呼んでおります。これについては、今回、再評価に2件、審査いただくということにしております。

その他に、その他の区分ということで、高規格の方で所管しております、高規格幹線

道路というのがございます。これも高規格課の方でございますが、事業を実施しているところでございます。

2ページ目になります。

これは、道路の整備状況について表にしておりますが、上の表の高規格幹線道路及び地域高規格道路については、計画延長・供用延長、基本的に青森県の部分については変わっておりませんで、去年と変わっておりませんで、供用率が61%、そして地域高規格については32%というふうになっておりまして、全国平均からは若干上回っております。

それから下の表については、国道及び県道について東北6県及び全国との比較で表に表しております。これは、平成21年4月1日現在の道路統計年報に記載されている数字でございますが、若干、去年と比べまして若干変わっておりますが、真ん中の青森県計で改良率74.2%、舗装率69.1%というのは、舗装済み、改良済みとも若干延長が伸びておりますが、実延長も増えておりますので、率としては昨年同様となっております。

東北6県と比べますと、舗装率では若干上回っておりますが、改良率ではまだ低いというふうな状況になっております。

次に3ページ目でございます。

これは、道路事業の予算の区分と事業内容による区分ということでお示ししております。昨年と変わった点がございます。2つ目の社会資本整備総合交付金。これは、交付金として去年は1つであったんですが、平成23年度、今年からはこのうちの一部が地域自主戦略交付金の方に移行されました。これについては、地域の自由裁量を拡大するために創設されたものでございまして、県に一括して交付されております。これを県が実情に応じて各部局に配分し、さらにその中で道路事業というふうな形で配分されているところでございます。

これは、いわゆる新聞等でいわれている一括交付金というふうな名称でも呼ばれております。その他は、昨年と同じように地方特定道路建設事業、県単独事業、核燃料サイクル交付金事業というふうな予算で道路事業を進めております。

次の方は、事業の内容で区分している表で、これは昨年と同じように改築事業、橋梁舗装の補修事業等々ございまして、その他では一般に道路の管理に要する費用というものも含まれております。

それから、これらに基づいて、主な実施事業として3点、3工区ご紹介しております。国道279号の下北半島縦貫道路でございます。

2つ目としては、国道改築事業として、国道338号、白糠バイパスでございます。

それから、県道改築事業としましては、主要地方道の八戸環状線、糠塚工区でございます。

次のページでございますが、これは、ここ数年の道路事業の推移をグラフにしたものでございます。グラフで一目瞭然で分かるように、道路事業費は年々減少しておりまして、今年度は当初予算で299億円というふうな状況で、平成15年度と比べますと4割以

上の削減という状況でございます。

それから、その下の表、平成 16 年度に大幅な削減がございました。この時、事業の箇所的大幅な見直しをいたしまして 54 箇所の事業保留を余儀なくされたというふうなことでございます。これについては、事業を一時保留した箇所以外の継続箇所について集中投資をいたしまして、早期完成を目指す。それから、計画の見直しなどを含めまして、早く事業効果を高めまして、その後、順次保留箇所の解消をするという方向で事業を進めて参りました。

その結果、図の 2 に示すとおり、現在、保留箇所は 3 箇所まで減っております。これらについても、今後、地元の市町村と十分協議しながら保留を解消して事業実施に向けていきたいと考えております。

道路予算については、年々減少しております。しかし、県内の道路については、まだまだ整備が必要だという認識を持っておりまして、道路利用者など、各方面からいろいろな要望が非常に多く寄せられている現状でございまして、県としましても、より一層効率的に整備を進めまして、地域の要望に応えるような道路整備を推進して参りたいと考えているところでございます。

以上で概要説明を終わらせていただきますが、個別については、担当から説明いたしますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

《対応方針（案）の説明（整理番号 12 番）》

○道路課：それでは、様式 2、評価調書の整理番号 12 番からになります。

道路の案件は、全て再評価要件が長期継続 10 年ということになっております。

1 の事業概要についてですが、事業名が道路改築事業、八戸大野線田代工区でございます。採択年度は平成 14 年、終了は平成 24 年度を予定しております。事業の目的ですが、八戸大野線は、八戸市からは階上町を経由し、岩手県洋野町に至る幹線道路でございまして。

市町村合併した八戸市南郷区のみならず、岩手県北部から八戸市街地の公共施設等へ向かうライフラインであるにも関わらず、当該事業区間は隘路となっているため、バイパス整備に着手し、安全で円滑な交通の確保を図るものでございます。

説明資料の 3 ページをご覧ください。

事業工区の県内での位置関係及び詳細位置図を示してあります。

次の 4 ページは全体計画平面図ですが、左側が八戸市街地方面、右側が岩手県方面となります。

事業区間 1,720mのうち、紫の着色部約 560mは、平成 20 年度までに部分供用されております。今後は、赤及び黄色に着色している部分の用地買収、工事を進めていくこととなります。

下には標準横断図を示しております。

次のページは現道の状況ですが、幅員が狭いため車両のすれ違いが困難な状況となっております。

また、通学路となっておりますが歩道が未整備で、歩行者の安全確保に問題がございます。

評価調書の1ページにお戻りください。

主な内容ですが、計画延長は1,720m、計画車道幅員は6.5mで当初計画と変更はございません。

事業費は、本年度までの実績で10億5900万円、全体では12億1900万円を予定しております。

次が事業の進捗状況ですが、全体計画に対しては86.9%、年次計画では95.6%の進捗となっております。

約98%の用地取得が完了していること、また、20年度までに560mについて部分供用し、隘路区間が解消され円滑な交通の確保が図られていることから、事業の進捗状況についてはA評価としております。

次のページをご覧ください。

社会経済情勢の変化についてですが、必要性・適時性・地元の推進体制の項目ごとで全てa評価ということで、トータルでもA評価としております。

費用対効果分析の要因変化でございますが、B/Cにつきましては、交付金事業として着手したことから、当初計画時においては、費用対効果分析は実施しておりませんでした。

今回、再評価時では3.05となり、これに地域修正係数を考慮した場合は4.45となります。この項目ではA評価としております。

次のページをご覧ください。

4のコスト縮減・代替案の検討状況です。それぞれ対応がなされておりますのでA評価としております。

5の評価にあたり特に考慮すべき点についてですが、八戸市から早期整備が要望されております。

環境影響への配慮につきましても6項目で配慮がなされ、特に流末部に流速調整池を設置、下流域の侵食の防止を図ることとしており、トータルでA評価としております。

以上、全ての項目がA評価であり、合併市町村における連携強化を図る必要があることから、この工区の対応方針は継続としております。

《対応方針（案）の説明（整理番号13番）》

○道路課：次は整理番号13番でございます。

1の事業概要についてですが、事業名が道路改築事業、夏泊公園線、浦田～茂浦工区でございます。

採択年度は平成 14 年、終了は平成 28 年度を予定しております。

事業の目的ですが、夏泊公園線は、夏泊半島を周回する観光道路であり、同半島地域における重要なライフラインであるとともに、県内有数の養殖ホタテの物流路線でもあります。このうち、当事業区画は車道幅員が狭小で急勾配、急カーブが連続し、大きな隘路となっていることから、交通の安全向上、防震災対策、産業・観光の発展に寄与するため、バイパス整備に着手したものです。

説明資料の 3 ページをご覧ください。

事業工区の県内での位置関係になります。

下側の道路網の中で赤で旗揚げしている部分をご審議いただきます浦田～茂浦工区でございます。

4 ページは全体計画平面の略図です。

全体延長が 2,610m で中央部にある主要構造物である延長 753m のトンネルは、昨年貫通しております。今年度以降は、このトンネルの設備関係及び赤、黄色でお示ししている区間の施工を実施していくこととなります。

次のページは現道の交通状況を主とした写真ですが、幅員狭小のため車両のすれ違いが困難で、急カーブでは大型車が車線をはみ出して走行している状況です。

また、冬期では積雪のために更に走行困難となっております。

評価調書の 1 ページ目にお戻りください。

主な内容ですが、計画延長は 2,610m、計画車道幅員は 6 m で当初計画と変更はございません。

事業費は、本年度までの実績で 31 億 2200 万円、全体では 41 億円を予定しております。

当初計画事業費から大幅な減となっておりますが、これは、トンネルの詳細設計時の精査と工事発注時の低入札落札によるものです。

次が事業の進捗状況ですが、全体計画に対しては 76.1%。年次計画では 114.2% の進捗となっております。

事業用地の取得率は約 97% となっており、また、平成 19 年度までに起点側延長 352m を部分供用、円滑な交通の確保が図られていることから、事業の進捗状況については A 評価としております。

次のページをご覧ください。

社会経済情勢の変化についてですが、必要性・適時性・地元の推進体制の項目、全て a 評価ということで、トータルでも A 評価としております。

費用対効果分析の要因変化でございますが、B/C につきましては、本事業着手時点においては県単独事業として着手していたことから、費用対効果分析は実施しておりませんでした。

今回、再評価時の費用便益比は 1.36 となっており、これに地域修正係数を考慮した場合は 1.94 となります。これにより、費用対効果分析の要因変化は A 評価としております。

次のページをご覧ください。

4のコスト縮減・代替案の検討状況です。それぞれ対応がなされておりますのでA評価としております。

5番の評価にあたり特に考慮すべき点についてですが、平内町、平内町議会、夏泊半島活性化推進協議会の連名により、早期整備が要望されております。

環境影響への配慮につきましても6項目で配慮がなされ、トンネル工法の採用で土地の改変を最小限に抑えていることからA評価としております。

対応方針は全ての項目でA評価であったこと、半島地域のライフラインの確保を図る必要があることから、この工区は継続としております。

《対応方針（案）の説明（整理番号14番）》

○道路課：次は整理番号14番です。

1の事業概要についてですが、事業名が道路改築事業。弘前田舎館黒石線畑中工区でございます。

採択年度は平成14年、終了は平成24年度を予定しております。

事業の目的ですが、当該事業区間沿線には、猿賀公園などの観光施設、田舎館村工業団地、JR川部駅などが立地し、交通需要が旺盛で地域間の連携強化を図る上で整備が必要なことから事業を実施しているものでございます。

説明資料の3ページをご覧ください。

位置図ですが、下の赤で旗揚げしている部分をご審議いただく畑中工区です。

4ページは、全体計画平面の略図です。

全体延長が1,500mで紫の着色部分が舗装まで終えている区間となります。赤は今年度、黄色は来年度以降に施工を予定している区間となります。

5ページ、6ページは付近の現道の交通状況の写真ですが、歩道が狭い、あるいは未整備の区間もあることから、歩行者が危険な状況となっております。

また、車道幅員も狭く、特に冬期間の車両のすれ違いが困難になっている状況です。評価調書の1ページ目にお戻りください。

主な内容ですが、計画延長は1,500m、計画車道幅員は6.5mの二車線で当初計画と変更はございません。

事業費は本年度までの実績で10億6600万円、全体では11億6700万円を予定しております。

次が事業の進捗状況ですが、全体計画に対しては91.3%、年次計画では100.5%の進捗となっております。

事業用地の取得率は平成22年度末で約92%、本年度末で完了見込みとなることから、今後は計画的に工事を進め、早期完成を図ることとしておりA評価としております。

次のページをご覧ください。

社会経済情勢の変化についてですが、必要性・適時性・地元の推進体制、全て a 評価ということでトータルでも A 評価としております。

費用対効果分析の要因変化でございますが、B/Cにつきましては、事業着手時点においては県単独事業として着手したことから、算出しておりませんでした。

今回の再評価では 3.04 で、これに地域修正係数を考慮した場合は 4.58 となり A 評価としております。

次のページをご覧ください。

4 のコスト縮減・代替案の検討状況です。それぞれ対応がなされておりますので A 評価としております。

5 の評価にあたり特に考慮すべき点についてですが、津軽南市町村連絡会議から早期整備が重点要望されております。

環境影響への配慮につきましても、発生土の有効利用を徹底するなど、5 項目で配慮がなされておられ A 評価としております。

対応方針は、全ての項目が A 評価である他、観光及び地域間の連携強化を図る必要があることから、この工区の対応方針は継続としております。

《対応方針（案）の説明（整理番号 15 番）》

○道路課：次は整理番号 15 番です。

1 の事業概要についてですが、事業名が道路改築事業、浅水南部線手倉橋工区でございます。

採択年度は平成 14 年、終了は平成 25 年度を予定しております。

事業の目的ですが、浅水南部線は沿線に集落が点在する生活道路ですが、車道幅員が狭小で車両のすれ違いが困難となっていることから、安全で安心な通行を確保するため、現道拡幅事業を実施しているものでございます。

説明資料の 3 ページをご覧ください。

位置図になります。次の 4 ページは全体計画平面の略図です。現道を拡幅することとしており、紫の部分が舗装済みです。

次のページは、現道の交通状況です。道路幅員が狭く、また降雨・降雪などにより道路斜面の崩落も発生しております。

評価調書の 1 ページ目にお戻りください。

主な内容ですが、計画延長は 500m、計画車道幅員は 5.5m の 2 車線で当初計画と変更はございません。

事業費は、本年度までの実績で 1 億 8600 万円。全体では 3 億 300 万円を予定しております。

次は事業の進捗状況ですが、全体計画に対しては 61.4%、年次計画では 73.8% の進捗となっております。

事業用地取得は完了しており、今後は計画的に工事を進め、早期完成を図ることとしていることから、事業の進捗状況についてはA評価としております。

次のページをご覧ください。

社会経済情勢の変化についてですが、必要性・適時性・地元の推進体制の項目ごとで全てa評価ということで、トータルでもA評価としております。

費用対効果分析の要因変化でございますが、B/Cについてですが、県単独事業として着手したことから、当初計画時は費用対効果分析を実施しておりません。

今回の再評価では 0.94 で、これに地域修正係数を考慮した場合は 1.37 となり、A評価としております。

次のページをご覧ください。

4のコスト縮減・代替案の検討状況です。それぞれ対応がなされておりますのでA評価としております。

5の評価にあたり特に考慮すべき点についてですが、五戸町から沿道の安全確保について要望が出されております。環境影響への配慮につきましても、斜面崩落による表土の露出箇所に法面保護工を施すなど、7項目で配慮がなされておられA評価としております。

対応方針は、全ての項目がA評価であること、沿線住民の生活道路を確保する必要があることから、この工区の対応方針は継続としております。

《対応方針（案）の説明（整理番号16番）》

○道路課：次が整理番号16番です。

1の事業概要についてですが、事業名が道路改築事業、むつ尻屋崎線尻屋工区でございます。

採択年度は平成14年、終了は平成25年度を予定しております。

事業の目的ですが、当該路線はむつ市と東通村尻屋地内を連絡する幹線道路で、東通村の観光資源である尻屋崎や寒立馬の生息地へ向かうことから、観光振興の発展にも寄与する路線です。しかしながら、当工区は車道幅員が狭小で大きな隘路となっているため、安全で円滑な交通の確保及び尻屋地区の周遊観光の振興を目的として、バイパス事業を実施しております。

説明資料の3ページをご覧ください。

位置図ですが、下の赤で旗揚げしている部分をご審議いただく尻屋工区になります。

4ページは全体計画平面の略図です。

次のページは、現道の交通状況の写真ですが、特に冬期間においてはすれ違いのため、対向車が路肩へ車を寄せて待っていなければならない状況となります。

評価調書の1ページ目にお戻りください。

主な内容ですが、計画延長は540m、計画車道幅員は5.5mの2車線で、当初計画と変

更はございません。

事業費は、本年度までの実績で1億2900万円。全体では2億1000万円を予定しております。

次は事業の進捗状況ですが、全体計画に対しては61.4%。年次計画では73.7%の進捗となっております。

道路事業費の削減により、平成17年から事業を保留し、20年度に保留解除した経緯がございますが、用地取得が完了していることから、今後は計画的に工事を進め早期完成を図ることとしており、事業の進捗状況についてはA評価としております。

次のページをご覧ください。

社会経済情勢の変化についてですが、必要性・適時性・地元の推進体制の項目ごとで全てa評価ということで、トータルでもA評価としております。

費用対効果分析の要因変化でございますが、B/Cにつきましては、県単独事業ということで当初計画時は算出しておりませんでした。

今回の再評価では6.24、これに地域修正係数を考慮した場合には8.97となりA評価としております。

次のページをご覧ください。

4のコスト縮減・代替案の検討状況です。それぞれ対応がなされておりますのでA評価としております。

5の評価にあたり特に考慮すべき点についてですが、東通村から早期整備が要望されております。環境への影響につきましても、観光地への配慮など5項目で配慮がなされてありA評価としております。

対応方針は、全ての項目がA評価である他、尻屋地区における周遊観光にも寄与することから、この工区の対応方針は継続としております。

《対応方針（案）の説明（整理番号17番）》

○道路課：次は整理番号17番です。

1の事業概要についてですが、事業名が道路改築事業、青森五所川原線飯詰工区でございます。

採択年度は平成14年、終了は平成26年度を予定しております。

事業の目的ですが、当該路線は青森市と五所川原市を結ぶ幹線道路でございます。このうち、飯詰地区は周辺に小学校があり、通学路ともなっておりますが、平成24年度に付近の3校が飯詰小学校に統合することとなっており、交通量も当該地区へ集中することとなります。しかしながら、同地区は歩道が狭小の上、車道幅員も狭小であるため、安全で円滑な交通の確保を目的として、バイパス事業を実施しているものでございます。

説明資料の3ページをご覧ください。

位置図ですが、下の図面で青丸の3小学校が赤丸の飯詰小学校に統合されます。

4 ページは全体計画平面の略図です。

5 ページは、現道の交通状況の写真です。幅員が狭く、特に冬期間は歩道が堆雪スペースとなり歩行者が危険な状況となっております。

評価調書の1 ページ目にお戻りください。

主な内容ですが、計画延長は1,760m、計画車道幅員は6 mの二車線で当初計画と変更はございません。

事業費は、本年度までの実績で1億3700万円、全体では8億5000万円を予定しております。

次は事業の進捗状況ですが、全体計画に対しては16.1%、年次計画では21%の進捗となっております。道路事業費の削減による完了工区への優先配分のため、やむを得ず平成17年度から事業を保留しておりましたが、19年度に保留解除しております。このため、今のところ事業に反対の声は聞こえませんが、地域の方々に計画内容等について説明を行い、事業に対する理解を得た後に用地取得を進める予定としております。事業の進捗状況についてはA評価としております。

次のページをご覧ください。

社会経済情勢の変化についてですが、必要性・適時性・地元の推進体制の項目ごとで全てa評価ということで、トータルでもA評価としております。

費用対効果分析の要因変化でございますが、B/Cにつきましては、県単独事業ということで当初計画時は算出しておりませんでした。

今回の再評価では1.12でございます。これに地域修正係数を考慮した場合には1.69となり、A評価としております。

次のページをご覧ください。

4のコスト縮減・代替案の検討状況です。それぞれ対応がなされておりますのでA評価としております。

5の評価にあたり特に考慮すべき点についてですが、五所川原市から早期整備が要望されております。環境影響への配慮につきましても、隣接する水田への配慮など6項目でなされておりA評価としております。

対応方針は、全ての項目がA評価である他、沿線の環境改善を図る必要があることから、この工区の対応方針は継続としております。

《対応方針（案）の説明（整理番号18番）》

○道路課：次が整理番号18番です。

1の事業概要についてですが、事業名が道路改築事業。十和田三戸線、下切田～横道工区でございます。

採択年度は平成14年、終了は平成26年度を予定しております。

事業の目的ですが、当該路線は十和田市と三戸町を結ぶ幹線道路で、沿線集落と十和

田市街地を連絡するライフラインとなっております。しかしながら、事業区画は車道幅員が狭く急カーブがあり、歩道も未整備区間があるため、安全で円滑な交通を確保するため、バイパス事業を実施しているものでございます。

説明資料の3ページをご覧ください。

位置図ですが、下の赤で旗揚げしている部分をご審議いただく下切田～横道工区になります。

4ページは全体計画平面の略図です。左側が三戸方面、右側が十和田市街地方面となります。紫色に着手している区間1,210mは平成18年度までに部分供用しております。

次のページは、現道の交通状況の写真です。事業区間全体にわたり幅員が狭く急カーブがあります。また、沿線には介護老人保健施設があり、デイケアサービスのため十和田市街から通っている方々もいらっしゃいます。

評価調書の1ページ目にお戻りください。

主な内容ですが、計画延長は2,400m、計画車道幅員は6mの2車線で、当初計画と変更はございません。

事業費は、本年度までの実績で7億3300万円。全体では14億円を予定しております。

次は事業の進捗状況ですが、全体計画に対しては52.4%。年次計画では68.1%の進捗となっております。

問題点、解決見込みについてですが、当該工区は平成14年度に事業着手しておりますが、道路事業費が削減された時期に完了工区へ優先配分したこと、また一部区間の用地取得が難航していたことから、やむを得ず平成19年度から事業を保留しておりました。しかし、その用地問題の解決方法が整理され、今後の事業展開が可能となったため、平成24年度に事業保留を解除する予定としております。

用地進捗率は約76%ですが、引き続き用地取得を進め、事業の早期完成を図ることとしており、また、工区の半分を部分供用し円滑な交通の確保が図られていることから、事業の進捗状況についてはA評価としております。

次のページをご覧ください。

社会経済情勢の変化についてですが、必要性・適時性・地元の推進体制の項目ごとで全てa評価ということで、トータルでもA評価としております。

費用対効果分析の要因変化でございますが、B/Cにつきましては、県単独事業ということで当初計画時は算出しておりませんでした。

今回の再評価では1.01でございます。これに地域修正係数を考慮した場合には1.47なりA評価としております。

次のページをご覧ください。

4のコスト縮減・代替案の検討状況です。それぞれ対応がなされておりますのでA評価としております。

次は5の評価にあたり特に考慮すべき点です。十和田市から当該地区の整備について

重点要望が出されております。

また、環境影響への配慮につきましては、抜根材の有効利用など6項目で配慮がなされておりA評価としております。

対応方針は、全ての項目がA評価である他、病院施設もしくは老人保健施設へ向かうために通年を通じた円滑な交通確保が必要であることから、この工区の対応方針は継続としております。

《対応方針（案）の説明（整理番号19番）》

○道路課：次は整理番号19番です。

1の事業概要についてですが、事業名が道路改築事業。大俵板柳停車場線、大俵～深味工区でございます。

採択年度は平成14年、終了は平成25年度を予定しております。

事業の目的ですが、本路線の沿線には集落が点在しており、地域の方々が国道339号へ向かう生活道路となっております。しかしながら、当該地区は車道幅員が狭小で車両のすれ違いが困難となっていることから、安全・安心な通行を確保するため、現道拡幅事業を実施しているものです。

説明資料の3ページをご覧ください。

位置図になります。

4ページは全体計画平面の略図です。全体延長が1,060mですが、図面左側の大俵工区、延長660mは、平成22年度末までに完了しております。

5ページは、現道の交通状況の写真ですが、事業区間全体にわたり幅員が狭い状況です。

また、バス路線ですが、対向車の大型車両はバスの通行を待っていただけないこともあります。

評価調書の1ページ目にお戻りください。

主な内容ですが、計画延長は1,060m、計画車道幅員は6mの2車線で当初計画と変更はございません。

事業費は、本年度までの実績で2億6200万円。全体では3億5000万円を予定しております。

次は事業の進捗状況ですが、全体計画に対しては74.9%、年次計画では90%の進捗となっております。

平成14年度に事業着手し、優先工区としている660m区間については、平成22年度で完了しており、隘路区間が解消され、円滑な交通の確保が図られています。今後は、残工区の400mについて用地取得の早期完了を図り、計画的に整備を進めることとしており、事業の進捗状況についてはA評価としております。

次のページをご覧ください。

社会経済情勢の変化についてですが、必要性・適時性・地元の推進体制の項目ごとで全て a 評価ということで、トータルでも A 評価としております。

費用対効果分析の要因変化でございますが、B/C につきましては、県単独事業ということで、当初計画時は算出しておりませんでした。

今回の再評価では 1.39 でございます。これに地域修正係数を考慮した場合は 2.1 となり、A 評価としております。

次のページをご覧ください。

4 のコスト縮減・代替案の検討状況です。それぞれ対応がなされておりますので A 評価としております。

5 の評価にあたり特に考慮すべき点についてですが、板柳町から沿道の安全確保について整備要望されております。環境影響への配慮につきましても、買収済み耕作地の表土利用など、7 項目で配慮がなされており A 評価としております。

対応方針は、全ての項目が A 評価であること、また、当該地域の安全・安心な交通空間を確保する必要があることから、この工区の対応方針は継続としております。

《対応方針（案）の説明（整理番号 20 番）》

○道路課：続きまして整理番号 20 番になりますが、ここから 2 件、市町村道代行事業となりますので、個別案件に入る前に代行事業について簡単にご説明させていただきます。

市町村道代行事業とは、過疎地域、特別豪雪地帯、山村振興及び半島振興対策実施地域における地域振興等のため整備が必要な市町村道について、過疎地域自立促進特別措置法、過疎法と呼ばれていますが、それから豪雪地帯特別措置法、山村振興法及び半島振興法の規定に基づき、国土交通大臣から基幹道路の指定を受けた後、県が道路管理者である市町村に代わって県の事業として道路を整備するものです。

なお、事業用地については、当該市町村が取得することになっています。

基幹道路に指定された市町村道の整備について、市町村から要請を受け県が実施しますが、その際には、県道に順ずる重要な路線であるか、または、県管理道路の代替道路として整備が必要であるか。大規模工事や技術的難易度が高いなど、県として事業をすべきものであるかなどを勘案し、国土交通省と協議の上、採択しております。

改めまして整理番号 20 番をご説明いたします。

1 についてですが、事業名が県代行事業。佐井村の村道、福浦川目線、福浦 2～3 工区です。

採択年度は平成 14 年度、終了は平成 27 年度を予定しています。

次に事業の目的ですが、福浦川目線は佐井村福浦地区と野平地区を結ぶ路線で、福浦地区近隣からむつ市方面への最短ルートとして利用されており、国道 338 号の牛滝地区等での災害発生時には、唯一の迂回道路となるものです。

沿線には、「縫道石山」登山道、「歌舞伎の館」などがあり、観光道路としても重要な

役割を担っています。このため、利便性向上及び国道 338 号の代替路線としての機能強化を図るため、早期整備が必要となっています。

当該区間については、平成 14 年度に過疎法の基幹道路に指定されたことにより、県代行事業として実施しております。

道路規格は 3 種 3 級、設計速度 40 キロとしております。

説明資料の 3 ページをご覧ください。

県内での位置関係、また詳細な位置を示しております。

4 ページの 3 は全体計画平面図です。左側が北になっておりまして、事業区間 4,520 mのうち、紫の部分 2,200mを供用しております。現在は、赤の部分の改良工事を進めています。下には標準横断図を示しております。

次のページをお願いします。

現道の状況ですが、一番上の写真は改良済みの箇所から未改良区間を見た写真で、狭く見通しが悪い状況を示しております。

下の写真は狭く未改良である状況です。

次のページの写真は、並行する国道 338 号の状況で、2 車線改良されておりますが、急勾配やカーブが多く、道路法面が急である状況です。この区間は、近年、平成 2 年に 2 回、平成 9 年と 10 年に 1 回ずつ土砂崩落による通行止めがありました。

評価調書の 1 ページ目にお戻りください。

主な内容ですが、計画延長 4,520m、計画幅員は二車線の 6 mで、当初計画と変わりはありません。

事業費は、本年度までの実績で 11 億 7200 万円。全体では 13 億 7700 万円を予定しております。

次に事業の進捗状況ですが、全体計画に対しては 85.1%。年次計画では 117.2%となっています。用地は佐井村が取得しておりますので、進捗を記載しておりません。

この工区につきましては、国の補正等により、計画以上に進捗が進んでいること。22 年度までに 2,200mの部分供用があり、円滑な交通確保が図られていることから、事業の進捗については A 評価としています。

次のページをご覧ください。

2 の社会経済情勢についてですが、項目ごと全て a 評価ということで、トータルでも A 評価としております。

3 の費用対効果分析の要因ですが、B/C については事業着手時点で交付金事業として着手したことから、費用対効果分析は実施しておりませんでした。

今回、再評価時点では 0.78 となり、地域係数を考慮して 1.13 となります。この項目では A 評価としています。

次のページをご覧ください。

4 のコスト縮減・代替案の検討状況です。それぞれ対応がなされているのでトータルで

A評価としております。

5ですが、佐井村から早期整備の要望がされております。また、環境配慮指針への対応も抜根材の一部をチップ化して有効利用するなど、6項目で配慮されており、この項目トータルでA評価としています。

以上、全ての項目でA評価であり、過疎地域の地域振興のため、佐井村からむつ市間の利便性向上及び観光客誘致のため、当工区での円滑な交通確保が必要であることから、この工区の対応方針を継続としております。

《対応方針（案）の説明（整理番号21番）》

○道路課：次に道路課最後になりますが、整理番号21番をご説明いたします。

まず1について、事業名は県代行事業。新郷村の村道温泉線西越工区です。

採択年度は平成14年度、終了は平成26年度を予定しています。

次に事業目的ですが、温泉線は国道454号と県道栃柵手倉橋線を結ぶ道路で、沿線には村運営の温泉施設があり、これらの施設と454号沿いの宿泊施設である「間木の平グリーンパーク」を結んでいる路線です。

新郷村では、地域活性化のため、自然公園や温泉施設を活用した観光産業の振興、県内外からの利用客の誘致、酪農品等の販売拡大に取り組んでいます。このため、当該路線を観光産業振興の重要路線と位置付け、起点側県道から温泉施設まで、村の事業として整備をしました。

今回の区間については、平成14年度に過疎法の基幹道路に指定されたことにより、県代行事業として実施しております。

道路規格は3種5級、設計速度20キロとしております。

説明資料3ページをご覧ください。

県内での位置関係、また詳細な位置を示しております。4ページの(3)は全体計画平面図です。

事業区間3,718mのうち、紫の部分592mを供用しています。現在は、赤の部分の改良工事を進めております。下には標準横断図を示しています。

次のページをお願いします。

現道の状況ですが、一番上の写真は、基点部供用箇所の写真で、2車線で整備している状況です。下の写真は、その先の1.5車線的整備をする区間で、狭く未改良の状況です。

次のページの写真、上2枚は現道の状況。下と次のページには、周辺の温泉施設、間木平グリーンパークの利用状況が示されております。

評価調書の1ページにお戻りください。

主な内容ですが、計画延長は3,718m、計画幅員は1.5車線的整備としての4mで、当初計画と変更はありません。

事業費は、本年度までの実績で9億2300万円。全体では12億9800万円を予定してお

ります。当初計画では、11億4800万円でしたが、新たに法面対策が必要となったことから増加したものです。

次に事業の進捗状況ですが、全体計画に対して71.1%、年次計画では92.3%となっています。用地は新郷村が取得していますので、進捗を記載しておりません。

この工区につきましては、全体事業費、道路事業費全体が縮小傾向にあることにより進捗が遅れていますが、22年度までに600mの部分供用があり、円滑な交通確保が図られていることから、事業の進捗についてはA評価としています。

次のページをご覧ください。

2の社会経済情勢についてですが、項目ごと全てa評価ということで、トータルでもA評価としています。

3の費用対効果分析の要因ですが、B/Cについては、事業着手時点で交付金事業として着手したことから、費用対効果分析は実施していませんでした。

今回の再評価時点では0.75となり、地域係数を考慮して1.09となります。この項目ではA評価としています。

次のページをご覧ください。

4のコスト削減・代替案の検討状況です。それぞれ対応がなされているので、トータルでA評価としています。

5の評価にあたり特に考慮すべき点ですが、新郷村から早期整備の要望がなされています。また、環境配慮指針への対応も土地の改変が最小限となるよう配慮するなど、6項目で配慮されており、この項目トータルでA評価としています。

以上、全ての項目でA評価であり、過疎地域の活性化及び観光施設の利用者増を図るため、当工区での円滑な交通確保が必要であることから、この工区の対応方針を継続としております。

以上で道路課分の説明を終わります。

《質疑応答（整理番号12番～21番）》

○小林委員長：ありがとうございました。

どうですか、道路。追加資料のご希望は。はい、どうぞ。

○長野委員：3点ほど。

金の出所、交付金と県単独、2つになっているんですが、これと道路事業の外形的な事業区分との関係がどうなっているのかなど。

というのは、全部、継続10年って長期にかかっている、交付金であれば県の裁量でどんどん投資できるというふうに理解しているんですが、用地費等、問題があるんですが、用地費が解決している所もあるので、その辺がどういうふうな交付金、それから継続10年かかっているという所がちょっと整理していただければと思います。

それから、代行業の2つですが、修正係数がなければ費用対効果は1以下になって

いるんですが、用地補償費があればもっと下がるんじゃないかと思って、用地補償費は、多分、市町村の方で解決して事業を代行してもらおうという形になっているんですが、こういうのは、合わせて費用対効果をみるのか、県だけの会計でいいんだという話になるのか、その辺の整理です。

それから、修正係数があるんですが、修正係数の修正というのは、どういう原則でどういうふうに行っているのか。1回決めたらずっとこれが10年後も続くのか、あるいは年次ごとに変わっているのか。これはすぐ答えられるんじゃないかと思えますけども。

以上、3点です。

- 小林委員長：修正係数は見直しているんですよね。まだ見直す所までいっていないのかな。ここで決めたわけだけど、我々の提言によって担当課が議論されて、青森県の修正係数を出したんですよね。

長野委員のご指摘について、次回までご準備ください。

他に、どうぞ。

- 木立委員：今の質問とも関連するんですが。

県単独と市町村代行に限っているんで、ちょっと区分がよく分からないんですが。費用便益分析の根拠として、道路整備における県独自の費用便益分析実施要綱というのが入っているんですが、ここの適用がもし国の事業だったら、これは適用されるのか、されないのかということも1点。

それからもう1点は、先程も指摘があったように、一度保留されていたものが復活したのがかなりあって、費用便益比も非常に小さいものが混じってしまっていて、しかも普通の便益項目で1から3まで以外の、特に防災便益に殆ど依存して便益が出ている事業もあるわけですが、この防災便益が、ちょっと不勉強であれなんですけど、県独自の要綱で現れるものなのか、ということ。

それから、これの中身を簡単に次回でも説明していただければと思います。

- 小林委員長：B/Cですね。修正、青森県の修正したやつその辺の、どういう形で適用しているのかというあたりを次回までお願いします。

あと、武山委員、どうぞ。

- 武山委員：関連するような内容になるかと思いますが、これは、前も指摘していたかと思いますが、防災の便益というのは、箇所ごとにかかってくるので、延長が短いものほど比率が凄く高くなってしまいうんです。殆ど、防災だけ出ているという所があります。それをどう適用していくかという話をまとめておいていただければと思います。

あと、すれ違い困難とか、危険な箇所が解消されるというようなことで見える便益だったかと思いますが、21番で1.5車線の運用を図るという時に、この防災便益を見てしまっているのかという、そのあたりのどう適用するかというあたりをもう1回整理が必要かなと感じています。

あともう1点、個別になってしまいますが、13番の事業でトンネルがメインの事業に

なっているかと思いますが、トンネルが完成してその前後がまだということで、この便益が全部繋がらないと出てこないと思うんですが、更にこれから6年ですか、28年度が終了予定ということで、もうトンネルが出来たのであれば、なるべく早く供用できないのかなと、そのあたり、何か問題があるのかもしれませんが、考えていただければと思います。

○小林委員長：その辺もお願いします。

道路、よろしいですか。もう1点、どうぞ。

○松富委員：私のは非常に簡単な質問ですが。

先程のお話ですと、平成15年から予算が4割減だというふうに言われました。そして、保留のものが段々減ってきていると言われました。この2つを見比べて答えとしては、新規を減らしているのか、あるいは浅く、広くばらまいているのか、そのあたりはどうなのでしょう。

○小林委員長：それは即答できますよね。

○道路課：これについては、これまで非常に道路整備の要望が多くて、いろんな所がやらなきゃならないという箇所が非常に多かったんですね。そういう意味で、各工区とも必要性があるということで手を掛けてきたんですが、事業費が大幅に削減されたことによって、各箇所が継続するためには、1箇所あたりの事業費が非常に少なくなってしまう、もうそれだと計画年次が、完成年次が非常に先送りされてしまうということから、もう既に完成が間近なもの工区に重点配分をして、早く完了させて、その次に移りましょうということで、休止工区については、用地がまだ少ししかいっていないと、いろいろ地元住民の反対があって、なかなか事業進捗がはかる見込みが少ないとか。そういう工区については一旦休止して、次の順番を待ちましょうよ、ということで考えたものです。

その代わり、新規も当然予定していたものと競合して、改めて新規と休止工区とをどの程度の重要性があるかということを検討して、先に新規工区を着手する場合がありますし、休止工区を次の年に着手する、再開するということもございますが、いずれにしても事業費が少なくなったことによって、集中投資をするために休止工区をつくりましたよと。やむなくつくりましたよと。順次、完了工区が終わった後に休止工区を復活させていきたいと思いますという考え方で進めてきました。

○松富委員：元々の発想というのが、どこかに集中して投資しようということだったわけですから、先程、私、答えの選択肢として2種類しか言いませんでしたが、要は今言いましたように、集中投資して、工事の数を減らしていると。それとあとは新規を抑えていると。この2つ、2本立てというふうな理解でよろしいわけですか。

○道路課：そうです。

○松富委員：はい、分かりました。

《事業の概要説明（河川砂防課所管事業の概要）》

○小林委員長：いいですね。

それでは、続いて河川砂防、4地区あるんですが、冒頭申し上げましたように、ダムについては後で別途、ダム事業検討委員会のこともありますから、22番、23番を外して、24番、25番を河川砂防課の方でご説明ください。

○河川砂防課長：河川砂防課の西村といたします。

河川砂防課所管事業の概要につきまして、資料の3-4に基づきましてご説明したいと思います。

失礼ですが、座って説明させていただきます。

河川砂防課所管事業の目的でございます。

河川砂防課所管事業は、河川、海岸、ダム、砂防、急傾斜地保全、地すべりと広範囲に及んでおります。これらの事業については、生態系や景観に配慮しながら人命及び財産を守って安全で快適な生活を目的に社会資本整備を進めているところでございます。

本日は、河川、海岸、ダム、砂防、急傾斜、地すべりの中で再評価対象事業となっておりますダム事業と砂防事業についてご説明いたします。

まず、ダム事業でございます。

ダム事業につきましては、国土の保全、水資源の開発、エネルギー開発と国土開発基盤整備に寄与しておりまして、我が国のダム建設はエネルギー開発を中心とした近代的なダム事業から発展してきました。近年では、国土保全のための洪水調節機能を併せ持った河川総合開発事業がダム事業の中核となっているところでございます。

青森県のダムの整備状況でございます。緑の青森県の地図をご覧ください。建設ダムが今、2つございます。中心部にあります赤で書いております駒込ダムと下北の一番北にあります青で書いてあります奥戸生活貯水池の2つでございます。

それから、黒で書いているダム、これは既に完成しました管理中のダムでございます。9ダムございます。灰色で書いている小泊にある小泊ダム。これは管理中の生活貯水池ダムでございます。総計で言いますと管理ダムが10、建設ダムが2ということになります。

ダム事業の事業体系が下にございます。上の2つ、多目的ダムと治水ダムとございますが、多目的ダムというのは、1つのダムで複数の目的を有するダムでございます。この中に、今、ご審議していただく駒込ダムと奥戸ダムが入ることになります。

それから治水ダム、これは治水を目的とするダムでございます。その下の堰堤改良、これは既存ダムの老朽化対策でございます。現在、下北の川内ダムでこれを実施しております。

その他、既存ダム管理ということで、目屋ダム他9ダムで管理しております。

次のページをご覧ください。

砂防ダムの事業概要でございます。豪雨や地震等の影響によって発生する土石流など

の土砂災害から県民の生命・財産を守ることを目的に砂防堰堤、溪流保全工等により土砂の流出を防止する砂防工事を行う事業でございます。県では、土砂災害が想定される溪流など、緊急性が高い地区において重点的に整備を進めているところでございます。

砂防施設の整備状況でございますが、砂防事業で着手率が25%、整備率は21.6%となっております。

その下の表が砂防事業の体系でございます。自然現象に合わせまして土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊、雪崩となっております。今回、再評価対象事業としましては、土石流の砂防事業ということになります。

土石流災害につきましては、一旦、それが発生しますと人命に直接結びつくという特性がございます。整備率は未だ21.6%と低い状況でありますし、更に近年、土石流災害を引き起こしやすいゲリラ豪雨というような雨が多発している状況にあります。このため、砂防事業については推進して参りたいと考えておりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

それでは、担当から個別に説明いたします。よろしくお願いたします。

《対応方針（案）の説明（整理番号24番）》

○河川砂防課：整理番号の24番をお願いします。

事業概要。事業名、九艘泊川通常砂防事業でございます。

採択年度平成14年度、終了予定年度平成27年度。

事業の目的ですが、九艘泊川は、下北半島の南西端に位置し、流域の地質は新第3紀で新しく流域内には崩壊地が多く分布し、河床には崩壊土砂が多量に堆積しているため、豪雨時には土石流が発生する可能性が高い溪流であることから、土石流による災害から住民の生命・財産を守るため、砂防堰堤を実施しております。

資料の4ページをお願いします。

計画平面図でございます。赤色で囲んであるのが今回の計画で、堆積工1基と砂防堰堤5基を計画しております。

下の写真を見てもらいまして、計画堆積工、下の右端の写真ですが、2号堰堤、4号堰堤が完成しております。現在、1号堰堤と3号堰堤を調査・設計中であります。

資料の5ページの中ほどの航空写真をご覧ください。オレンジ色で囲まれた区域が九艘泊集落で、保全対象が34戸、九艘泊公民館、避難場所になっておりますが、あります。

あと、県道九艘泊脇野沢線、これが避難道路になっております。溪流沿いに市道の九艘泊源藤城線があります。下の写真が荒廃状況です。

調書の方に戻っていただきます。

主な内容としまして、当初計画では砂防堰堤6基とする計画でありましたが、詳細検討を行った結果、溪流沿いの市道によって堰堤高が制約され、捕捉できる土砂量が不足することが判明したことにより、砂防堰堤1基を堆積工に変更しております。

事業費ですが、当初計画時総事業費 4 億 6400 万円でしたが、堆積工に変更したことと、4 号ダムで付け替え補償、道路が必要になったことから事業費が 6 億 2000 万円に増額になっております。

2、評価指標及び項目別評価。事業の進捗状況ですが 74.2%です。事業効果の発現状況として、既に砂防堰堤 2 基、堆積工堰堤 1 基は完成しており、平成 27 年度に完成する予定になっており A 評価にしております。

次のページをお願いします。

社会経済情勢の変化、社会的評価ですが、近年の異常気象により全国各地で局地的豪雨により土石流が発生し、人的被害が発生していることから、今後とも砂防事業を推進していく。県内の評価としては、整備率が 21.6%とまだ低い水準にあることから、砂防事業を推進していく必要性として、土石流、危険溪流である保全対象として避難場所、県の第 2 次緊急物資輸送路、避難路があり、重要度が高く、また適時性、地元の推進体制も整っていることから、総合評価を A 評価としております。

(3) 費用対効果分析ですが、B/C が当初計画 4.24 から今回 3.08 に下がっております。低下したことにより、総合評価を B としております。

4 番のコスト縮減、代替案ですが、それぞれ対応していることから A 評価としております。

5 番、評価にあたり特に考慮すべき点としまして、住民ニーズの把握状況ですが、住民ニーズは非常に高く防災工事の要望が高い。環境影響の評価としましては、下の 6 項目が該当になり、特に配慮する対応内容として、施設構造計画にあたり河床の連続性を考慮し、堰堤工については透過型形式、床固工・堆積工については透過型形式と魚道設置により魚類・水生生物の遡上や移動を妨げない構造としており A 評価としております。

3 番、対応方針ですが、費用対分析の要因変化の項目で B 評価であるものの、保全対象、人家、公益施設等を考慮すると重要度は高く、砂防事業を継続することと考えております。

《対応方針（案）の説明（整理番号 25 番）》

○河川砂防課：整理番号の 25 番をお願いします。

高屋敷沢火山砂防事業でございます。

採択年度は平成 14 年度、終了予定年度は平成 24 年度。

事業の目的、高屋敷沢は南部町の西部に位置し、流域の地質は第三紀層の火山噴出物からなり、風化及び溪流浸食、荒廃が甚だしく、河床勾配も急なため土砂災害の危険性が高く、平成 11 年 10 月の集中豪雨の際は土砂の流出により下流人家、耕地に甚大な被害が発生しております。土石流による災害から住民の生命・財産を守るため、砂防堰堤を実施しております。

資料の 4 ページをお願いします。

計画平面図でございます。砂防堰堤3基を計画しております。1号、2号堰堤はもう既に完成して、3号堰堤を現在施工中でございます。

5ページですが、オレンジ色で囲まれた部分が保全区域でございます。被害想定区域でございます。保全人家が88戸、国道4号、県の第一次緊急輸送路になっております。その他、県道浅水南部線、避難路ですが保全対象となっております。

下の画ですが、1号、2号堰堤の完成と、一番下が平成11年10月の被災状況と荒廃状況でございます。

調書に戻っていただきまして、主な内容です。

当初計画では、砂防堰堤2基とする計画であったが、詳細検討を行った結果、左岸側の県道によって堰堤高が制約され、捕捉できる土砂量が不足することが判明したことにより、砂防堰堤3基に増工することとしております。

当初総事業費5億9000万円でしたが、堰堤1基が増えたことにより8億8600万円になっております。

2番、評価指標及び項目別評価。事業の進捗状況ですが、計画全体に対する進捗率93.2%で、砂防堰堤2基は既に完成しており、残りの砂防堰堤も24年度完成予定であり、総合評価をAとしております。

次、お願いします。

社会経済情勢の変化ですが、先程の九艘泊川と同様ですが、当地区は平成11年10月の集中豪雨により被害が発生していることから、地域の要望が極めて高い。必要性として、土石流危険渓流であり、保全対象も人家88戸、国道4号、県道浅水南部線との避難路もあり、重要度が高く適時性、地元の推進体制も整っていることから、総合的にA評価としております。

費用対効果の分析要因の変化として、B/C当初7.26が今回4.58に下がっております。低下したことから、総合評価をBとしております。

(4) コスト縮減・代替案の検討状況ですが、それぞれ検討されており、総合評価Aとしております。

(5) 評価にあたり特に考慮すべき点として、住民ニーズについては災害も発生しており、防災工事の要望が高い。環境影響の配慮ですが、黒丸の6項目に配慮しており、総合的にA評価としております。

3、対応方針。費用対効果分析の要因変化の項目がB評価であるものの、保全対象、人家、公益施設等を考慮すると重要度が高く、砂防事業を継続する必要があると考えております。

《質疑応答（整理番号24番、25番）》

○小林委員長：よろしいですか。

これはどちらも、砂防ダムの話ですが、何か追加して。どうぞ、長谷川委員。

○長谷川委員：1つ目の方の事業の全体計画平面図の方には、将来というのが書かれていて、計画整備率が65%として、将来整備率が100%と。2つ目の事業は、計画整備率が100%という、こういうのはどういう所を背景にして決まってくるものなのか教えていただければと思います。

それから、25番の事業で県道の左岸側の県道によって堰堤高が制約されたので、そこで3つ目を造ることになったというお話がありましたが、それでは県道を移動するとか、そういうふうな選択肢はなかったのか。結局は、費用として整理されるためには、その県道の移動という、何かの方策はどうだったのかなというふうなことについて教えていただければと思います。

○小林委員長：今すぐでなくてもいいでしょう。

○長谷川委員：はい。

○小林委員長：ちょっと、時間がもう5時なんです。説明を各担当の方、本当に熱心に説明されるので、私の予定よりも全員、私が採点すると50点の説明です。大変ですよ、これ。もう5時なのに、これからダムの話とか、いろんなことが出てきます。

河川砂防については、毎度申し上げておりますように、これだって実は、ぱっと私、お話聞きながら計算したら、24番は当初予算よりも130%増、25番は何と150%増です。これは、やってみてやっぱり人命・財産を守れないということが分かったから更に増やしましたという、そんな当初のそんなずさんな計画だったんですか、ということは出てくると思うんですが。これは何しろ、錦の御旗がありますから、この写真にあるように、私らがここでいちゃもんを付けてストップかけると、集中豪雨が来て人命・財産、何やっているんだということになるので、誰かの、3月11日と同じ話になってきますが。言いたいことはいろいろありますが、今の国道があるから嵩上げしなければならないと。そんなのは前からあるでしょうということだし。

と思うんですが、いずれにしても、この河川砂防課の話は、何しろ人命・財産、これをやらなければ人は死ぬし、全部流されてしまうという、そういうことと常に裏腹だということがあるんだけど、何となくちょっともう少し理論武装した方がいいなという感じは吹っ切れませんか。

どうぞ。

○藤田委員：次回でいいんですが、質問です。

結構、全体的に整備率が21.6%という低い値なんです。できたら全体計画がどんなふうになっているのかを次回教えていただきたいのと、その中で残された砂防の必要箇所緊急に要するものはないのかということを出たらお願いしたい。

それから、優先順位はどのようにしてこの2つなり、4つなりを選ばれているのか。以上でございます。

- 小林委員長：東委員、どうぞ。
- 東委員：幾つか環境配慮されていると思うんですが。スリットダムであつたり、スリットでないものが混ざっていたり、あるいは魚道が付けられたり、付けられていなかったりすると。九艘泊の方は特にまだ下流の方にさらに予定があるわけですね。このへんの全体のコンセプトがどうなっているかということ。それから、魚道とかを付けるということは、新しく造るものも全部付けていかなきゃいけないわけで、その分、コストもかかってくるわけですが、どういう検討がなされてこういうものを造ってきたのかということをお返事を次回までに教えていただければと思います。お願いします。

《対応方針（案）の説明（整理番号26番）》

- 小林委員長： それでは、港湾空港課、3事業あるんですが、前振りの総論の我が事業は、いかに重要かという話はもう結構ですよ。何か特にここで主張したいことがありますか。なければ、この紙を見てください、でいいですか。いいですよ。
- それでは、各論をどうぞ。各論も5分以内で終わってくださいね、どうぞ。
- 港湾空港課：整理番号26番、七里長浜港地域再生基盤強化事業です。
- 再評価案件は再評価後5年ということです。
- 着手が平成3年度、完了予定が平成29年度です。この期間が伸びたのは、町の方から単年度の負担金を減らして年次計画の変更を要請された結果でございます。その結果、事業費が前回80億円に対して、今回84億100万円ということに変更になりました。
- 事業の進捗状況でございます。
- 計画全体に対しては89.8%、年次計画に対しては115.5%です。
- なお、平成18年度再評価委員会附帯意見として、海洋生物の生態・行動に関する専門家の意見によれば、七里長浜港の現状は、砂浜の侵食が著しく、本来の景観・生態系が損なわれる過程にあると。その要因の1つとして、七里長浜港による漂砂の遮断が考えられるとのことであった。従って、七里長浜港が七里長浜の環境等にどのような影響を与えているかを検討するために学識経験者による検討委員会を組織し、調査を行うことを求められたところでございます。
- この附帯意見に関する対応状況については、9ページ以降に添付しております。後ほど説明させていただきます。
- 調書に戻りまして、事業の効果発現状況として、防波堤の整備促進に伴い、木材貨物が新たに増えております。このことから、進捗状況をA評価としております。
- 社会経済情勢の変化につきましては、日本海対岸諸国との交流が益々盛んになってきておりまして、物流拠点として、また交流拠点として、利用者・地元市町村、並びに七里長浜港利用促進協議会から要望されていることからA評価としております。
- 費用対効果分析の要因変化ということでございますが、輸送費用削減便益が増加しておりますが、事業期間の延伸に伴いましてB/Cが1.16から1.02に減少したためにB

評価としております。

次にコスト縮減・代替案の検討状況につきましては、港内静穏度向上を目的とする整備は防波堤が一般的であると。消波ブロック等の規格も最も経済的なものを選定しているということでA評価にしております。

評価にあたり特に考慮すべき点としまして、港湾利用者、地元市町村から防波堤の整備促進を要望されております。また、海中工事には水質汚濁防止に努めているということでA評価としました。

以上のことから、費用対効果分析の要因の変化の項目でB評価となっておりますが、整備促進の要望が高いことから、また静穏度を確保し荷役効率を向上するための防波堤整備を行う必要があることから、対応方針は継続としております。

最後に添付資料の9ページをお願いいたします。

平成18年度公共事業再評価審議委員会附帯意見の対応状況について説明いたします。

平成18年度委員会における附帯意見を踏まえ、平成19から20年度にかけて七里長浜港環境等検討委員会を4回開催しております。資料の10から12ページにその概要を添付しております。この委員会のまとめとして、景観・生態系への影響を明確に判断するデータが不足しており、有効な対策を検討することは困難であるとしており、今後は、データを蓄積していくことにより、評価する基準が整っていくものと期待される、となっております。

このことから、平成22年度において継続調査を実施しております。13から14ページにその概要を添付しております。

この調査結果をもとに検討委員会の委員であり、また当委員会の委員であります東先生のご指導を受けております。結果として、平成20年度の調査結果と大きな変化はありませんでしたが、C領域が七里長浜港の影響を受けていない範囲であると確証が表れていないために、新たに14ページ下の図の赤枠の調査範囲を設定して継続調査を行うこととなりました。

七里長浜は以上です。

《対応方針（案）の説明（整理番号27番）》

○港湾空港課：続きまして、調書番号27番でございます。

尻屋岬港地域再生基盤強化事業防波堤（東）防波堤（西）です。

再評価実施用件は再評価後5年。事業名は、先程申しました。

地区名は尻屋岬港第二ふ頭地区。

採択年度は平成4年、完了予定年度が平成27年度でございます。

図面写真の方は、6ページからついております。位置図と航空写真。着色した部分が今回の評価対象範囲でございます。

調書の方に戻って説明したいと思います。

事業目的は港内静穏度及び避泊可能水域の確保ということで防波堤を整備しております。

主な内容は、防波堤、東が 200m、西が 220m。総事業費は 38 億 4500 万円です。

進捗状況につきまして、平成 4 年度着手以降、計画全体に対して 83.5%、年次計画に対して 100.2%、今後も着実に整備を進める予定でございます。

前回の平成 18 年度再評価委員会附帯意見として、尻屋岬港は県内地方港湾で最大の物流拠点港として特性を有効に発揮するため、今後、より一層のポートセールス努め、利用者の増加を目指すとともに、避難港としての位置付けも大きいことから、その役割が十分に機能するよう関係機関と調整を図ることが望まれております。

その対応状況としまして、9 ページに添付しておりますが、事業終了予定年度が平成 33 年度から平成 27 年度に早まったことを受けまして、今後、更にポートセールスの実施と利用者の増加を目指すということと、避難港としての情報提供も引き続き実施して参りたいと思っております。

事業効果発現状況については、防波堤延伸により港内静穏度が向上し、2 号岸壁の利用率が大幅に増加しているということで、事業の進捗状況 A 評価としています。

社会経済情勢の変化でございます。尻屋岬港は県内の地方港湾でも最大の物流拠点ということで、平成 6 年度に船舶の大型化と、石炭輸入ということで 5000 トン岸壁を供用しております。効率的な取扱いが可能となりましたが、冬期間の港内静穏度がまだ不十分でございますので、利用者及び地元市町村から静穏度向上を要望されておりますので A 評価としております。

費用対効果分析の要因変化でございます。建設費の減少と建設期間の短縮ということでコストが下がり便益が上昇したことにより B/C が 1.79 から 2.29 に増加しておりますため A 評価としております。

コスト縮減の方は、先程と一緒に防波堤の構造断面はきちんと検討しておりますので A 評価としております。

また、評価にあたって特に考慮すべき点につきまして、まず港湾利用者から防波堤の整備を要望されていると。また、海中工事には水質汚濁防止に努めているということで A 評価としています。

以上、5 つの評価全てにおいて A 評価となっておりますので、対応方針案を継続としております。

《対応方針（案）の説明（整理番号 28 番）》

○港湾空港課：次、整理番号 28 番、青森港港湾環境整備事業緑地浜町です。

再評価案件は事業採択後 10 年と、長期継続ということでございます。

事業名は、青森港港湾環境整備事業緑地浜町。地区名は青森港本港地区です。

事業採択は平成 14 年、終了予定が平成 28 年でございます。

図面、写真で説明したいと思います。

5 ページが平面図でございます。

6 ページ、7 ページが各施設の標準横断を表しております。

7 ページ下段に完了予想図ということでパースを載せております。

8 ページの方で状況写真、これは栈橋構造でございますが、基礎杭の先行している状況でございます。

それから利用のイメージでございますが、9 ページに夏場の利用イメージと冬場の利用イメージを載せております。ここは、栈橋の内側に雪を捨てて、雪に混ざって入るゴミ等を外に出さないような工夫をするということで、雪捨てる場所としても建設目的として入れております。

では調書に戻ります。

事業目的は、夏場は親水緑地、冬場は雪処理場として利用できる施設の整備。

主な内容は、緑地 12,000 m²、北側外周施設 195m、西側外周施設 168m。事業費は 30 億円でございます。

事業の進捗状況は、計画全体に対して 44.2%、年次計画に対して 66.3%。進捗率がちょっと落ちていますが、これまでの事業費の確保が順調でなかったために、多少落ちております。今後、近年ですが、他の交付金の事業等が順次完成しているため、これからは事業費の確保ができる見込みとなっております。

また、事業の進捗を妨げる阻害要因がないことから A 評価としております。

社会経済情勢の変化としては、必要性・適時性・地元の推進体制の項目ごとで全て A 評価ということで、トータルも A としております。

費用対効果分析の要因変化については、今回の B/C は 2.28 で、当初計画時 1.57 に比べて大きくなっております。これは、当初の計画から西側の栈橋部分をスリム化したことによって総事業費の削減ということをやったものでございます。これによって B/C が大きくなっております。そのため、評価を A 評価としております。

コスト縮減、代替案の検討状況ですが、それぞれ対応なされておりますのでトータル A 評価としております。

評価にあたり特に考慮すべき点についてですが、平成 22 年度に実施したアンケートの結果、海への安全な雪捨て場は必要だという意見が 69.5% という回答がありました。また、環境影響への評価について聞きましても、水質汚濁防止など 3 項目の配慮がなされておまして、トータルで A 評価としております。

以上、5 つの評価全てにおいて A 評価でございますので、対応方針を継続といたしました。

以上でございます。

《質疑応答（整理番号 26 番～28 番）》

○小林委員長：ありがとうございました。

どうですか、港湾空港3つ。どうぞ、長野委員。

○長野委員：七里長浜の話ですが、環境調査をずっとやって、随分長いことかかっている
ので、ある程度地元の意見、地域の人の意見を決めて結論を、環境に対する結論を出し
ていかないと、事業が終わってなおそれでも一生懸命環境調査やっているというような
事態になりかねないので、今日、東先生がおられるので是非お願いしたいなと思います。

○小林委員長：他にいかがですか。どうぞ。

○松富委員：もし可能ならば次回で結構ですが、今の尻屋岬港ですが、沖の防波堤とその
少し陸側の防波堤で、長さは殆ど同じ。ところが断面、いわゆる深さだとか幅だとか、
てんで違うのに費用は殆ど変わっていない。このあたりを説明していただければあり難
いと思います。

○小林委員長：構造物のね。よろしいですか。長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員：小さなことで恐縮ですが、27番の事業費が55億あったものが、38億に減
になっていると。その費用対効果の方の事業費を見ると50億と書かれていて、ちょっと、
どういうふうな仕組みになっているのかなど。このへんの数字の違いを教えてください
ればと思います。

○小林委員長：これは即答できるんですか。

違うんじゃないのって言っているんですが。

減らした金額で割らないとまずいんじゃないんですか、と思うんだけども。じゃ、次
回まで検討してくださいね。

《対応方針（案）の説明（整理番号29番）》

○小林委員長：それでは、29番ですが、道路の話ではあるんですが、高規格ということで、
高規格道路・津軽ダム対策課という所の担当だそうですので、どうぞ29番、ご説明くだ
さい。

○高規格道路・津軽ダム対策課：それでは、整理番号29番の事業についてご説明申し上げ
ます。

再評価実施用件は、その他でございます。

先程事務局から説明がございましたが、当該事業は国の補助事業として平成15年に採
択され、今年度採択後9年を経過しております。

国の要領が改定され、補助事業は採択後5年ごとの再評価となりましたが、5年を経
過した事業についても速やかに再評価することとされていることから、本事業について
今回、再評価をお願いするものでございます。

それでは、事業の概要についてご説明申し上げます。

事業名は、道路改築事業国道279号むつ南バイパスでございます。

平成15年度の事業採択で完了予定年度につきましては、事業着手時において平成22

年度を予定しておりましたが、公共事業における情勢変化などにより、平成 28 年度に完了予定を変更しております。

事業の目的でございますが、むつ南バイパスは本県高規格幹線道路ネットワークを補完する地域高規格道路下北半島縦貫道路の一部を形成しており、下北地域と県内主要都市とのアクセス性の改善、原子力防災体制の確立や交通混雑緩和等の改善などを目的としております。

事業内容につきましては、添付の資料でご説明させていただきます。

説明資料の 5 ページの下北半島縦貫道路概要図をご覧ください。

下北半島縦貫道路は、全体の計画路線延長約 60km の自動車専用道路でございます。これまでに野辺地バイパス及び有戸バイパスの併せて 13.2 km が供用されており、現在、野辺地側の有戸北バイパス、吹越バイパス、そして本事業である、むつ南バイパスの 3 区間で事業が進められております。

4 ページには、むつ南バイパスの平面図を記載しております。

むつ市田名部の国道 279 号との交差点を基点に市街地を迂回してむつ市奥内に至る本線分 8.7 km、国道 279 号の現道に接続するランプ部 0.5 km の計画となっております。

6 ページの標準横断図をご覧ください。

本路線は、自動車専用道路として 1 車線あたり幅員 3.5m、路肩 2.5m で構成され、車道幅員は 7 m、全幅は 12m となっております。

また、盛土等により既存の土地利用と分離された構造となっております。

7 ページ、8 ページには、計画されております 2 つの橋梁の一般図を記載しております。

それでは、再評価調書 1 ページにお戻りください。

主な事業内容につきましては、ご説明申し上げたとおり当初計画時と変更はございません。また、事業費につきましても、当初計画時総事業費 122 億円から変更はございません。

事業の進捗状況でございます。本年度までの事業費の実績は、40 億円となっております。計画全体に対しては 32.8%、年次計画に対しては 51.1% の進捗となっております。用地の進捗は 95.1% であります。

問題点としましては、盛土区間のほぼ全域が軟弱地盤であることから、対策工事等による地盤の安定化に多くの日数が必要なこと。公共事業関係予算の大幅な減少となっている昨今の情勢での事業費の確保などに問題がございます。

これらのことから事業の進捗状況については B 評価としております。

次のページをご覧ください。

社会経済情勢の変化でございますが、必要性、適時性、地元の推進体制、効率性などの全ての項目において A 評価なので、全体として A 評価としております。

次に費用対効果分析の要因でございますが、総事業費に変更はないのですが、現在価

値化の計算過程において、当初事業費との間に事業費の価値が増えております。

当初計画時の費用便益比B/Cは2.53でしたが、平成20年のマニュアル改定により、将来交通量推計が減少したことなどから、総便益が減少しております。

評価としましては、B/Cの減少と完成予定年度が平成22年度から28年度に変更したことなどからB評価としております。

次のページをご覧ください。

コスト縮減・代替案の検討状況でございますが、コスト縮減につきましては、再生材及び工場製品などを使用したり、適切な軟弱地盤対策を実施することにより、圧密管理などを行っております。

代替案につきましては、下北地域やむつ市内の交通特性、経済性、土地利用、施工性、環境面への配慮などを勘案した結果、最も安価であり、かつ現国道279号とのアクセス性に優れる本計画を採用しております。

このことから、全体でA評価としております。

次に評価にあたり特に考慮すべき点でございますが、説明資料の12ページをご覧ください。

事業の実施にあたりましては、シンポジウムなどにより地域の皆様のニーズや地域の立地特性等の把握に努めております。

再評価調書にお戻りください。

環境影響への配慮事項としましては、特に配慮する対応内容として、平成11年度の事業構想段階から環境影響調査を実施しており、田名部低地に生息するオオセッカ、田名部大地、調書の表示では「大きい土地」、大地となっておりますが、高台の台地の誤字でございますので、申し訳ありませんが訂正をお願いします。

田名部台地に生息するオオタカなどへの影響を回避するため、地形変化の境界付近に路線を計画することなどにより動植物、並びに生態系に与える影響は極めて低いとの評価を得ております。

なお、工事の実施にあたっては、オオタカ等の営巣について現場において確認しながら行うとともに、必要な場合には専門家の助言を求めることとしております。

これらのことから、各評価項目についてA評価としましたので、全体でA評価としております。

最後に対応方針でございますが、事業の進捗状況及び費用対効果分析の要因変化の項目がB評価であるものの、本事業が担うべき役割とその重要性に鑑み、今後も計画的な事業進捗が必要であると判断し、継続としております。

なお、皆様のお手元に下北半島縦貫道路のパンフレットをお配りしておりますので、ご参考にいただければと思います。

以上で説明を終わります。

○小林委員長：ありがとうございました。

どうですか、この高規格道路について。

それでは、これはまた次回までに追加があればということで。

ありがとうございました。

以上、ご説明いただきました 29 事業につきまして、各委員におかれましては、お手元にファクスで整理番号と事業名を書きながら質問がもしあれば出してくださいというペーパーがお手元にありますよね。後段の部分、ちょっと時間が、遠くにお帰りの先生がいるので申し訳ないの端折って喋っているの、もし質問がある場合、上の所に 5 月 18 日水曜日までに送ってくださいとありますので、これに書いて出していただきたいと思えます。

これで終わらないとならないんですが、実は終われないんですよ。申し訳ない。

もし、電車の都合だったら結構でございます。

(5) 河川総合開発事業（駒込ダム、奥戸生活貯水池）に係る審議について

○小林委員長：先程飛ばしました 22 番と 23 番のダムの問題があります。議題を改めましてこれをやるんですが、担当の方にやるとまた長くかかるので、私がやります。

資料でいうと 22 番と 23 番が連動しているんです。ちょっと調書の所、開いていただけますか。

今日のこの公共事業の評価委員に加えて、それぞれ首長さんが入って、知事の方から青森県ダム事業検討委員会というものを急いでやってくれという国交大臣に言われたものでやりました。それを、そこにファイルしてありますように 3 月 21 日に検討結果ということで出しました。

まず、下ページの委員の名簿と書いてありますが、11 ページと 12 ページが結論ですが、11 ページが駒込ダムの方です。駒込ダム建設に関する検討結果ということで、このダム事業検討委員会の名において、国の『「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に則って検討した結果、「ダム＋河道掘削案」が妥当である。なお、事業を進めるにあたっては、これまで以上に住民の理解を得ることが必要である。また、環境への影響については、工事中、工事後もモニタリング調査が必要である』と。これは駒込ダムに対する意見書です。

それから裏、12 ページですが、これは奥戸ですね。奥戸のことですが、これも『「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に則って検討した結果、利水対策としての地下水取水を継続し、治水対策としての「河道掘削＋引堤案」が妥当である。なお、ダム以外の工法で事業を進めることになるので、これまで以上に住民の理解を得ることが必要である。』ということで、これは特に地元の方々が、「そんな話、頼んだことはない」というような話もあの時出てきたので、これまで以上に住民の理解を得ることが必要である、という文言を付けて、既に 3 月 21 日にダム事業検討委員会の名において知事に報告しております。

ルールによりますと、本日のこの公共事業再評価等審議委員会もこれを認めたという形でもらって、それでもって国交大臣に知事が回答をするということの手続きだそうで、全員知っている内容でございますので、このような意見を本委員会、本委員会というのは、この公共事業再評価等審議委員会でも認めて出すということでよろしいでしょうか。何か意見があれば、また議論しますが。もう散々議論した内容ですから、結構ですよ。

ありがとうございます。

すいません、私の不手際で電車を遅らせちゃったんじゃないかと思うんですが、5時の約束がもう5時20分になっちゃって大変申し訳ないんですが、事務局、あと何か私、忘れていませんか。

○事務局：大丈夫です。

○小林委員長：どうぞ、締めをやってください。

4. 閉会

○司会：小林委員長、それから各委員の皆様、本当に長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会させていただきます。

引き続き、またよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。